

砂川市地域防災計画
一般災害対策編

砂川市防災会議
平成30年4月 修正

[目 次]

一 般 災 害 対 策 編

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	2
第4節 用語	3
第5節 計画の修正要領	4
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第7節 住民及び事業者の基本的責務等	10
第2章 砂川市の概況	13
第1節 自然条件	13
第2節 災害の概況	13
第3章 防 災 組 織	14
第1節 砂川市防災会議	14
第2節 災害対策本部	15
第3節 本部の配備体制	17
第4節 動員計画	20
第5節 気象業務に関する計画	22
第4章 災害予防計画	24
第1節 災害危険区域及び整備計画	24
第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び 防災教育の推進に関する計画	26
第3節 防災訓練計画	28
第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	30
第5節 相互応援（受援）体制整備計画	31
第6節 自主防災組織の育成等に関する計画	32
第7節 避難体制整備計画	35
第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	40
第9節 情報収集・伝達体制整備計画	42
第10節 建築物災害予防計画	44
第11節 消防計画	45
第12節 水害予防計画	45
第13節 風害予防計画	45
第14節 雪害予防計画	47
第15節 融雪災害予防計画	50
第16節 土砂災害予防計画	51
第17節 積雪・寒冷対策計画	56
第18節 複合災害に関する計画	59
第19節 業務継続計画の策定	60
第5章 災害応急対策計画	62
第1節 情報収集・伝達計画	62
第2節 災害情報通信計画	65
第3節 災害広報・情報提供計画	68
第4節 避難対策計画	72

第5節	応急措置実施計画	82
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	85
第7節	広域応援・受援計画	88
第8節	ヘリコプター等活用計画	90
第9節	救助救出計画	92
第10節	医療救護計画	94
第11節	防疫計画	98
第12節	災害警備計画	100
第13節	交通応急対策計画	102
第14節	輸送計画	106
第15節	食料供給計画	108
第16節	給水計画	110
第17節	衣料・生活必需物資供給計画	111
第18節	石油類燃料供給計画	113
第19節	電力施設災害応急計画	114
第20節	ガス施設災害応急計画	116
第21節	上下水道施設対策計画	117
第22節	応急土木対策計画	118
第23節	被災宅地安全対策計画	119
第24節	住宅対策計画	120
第25節	障害物除去計画	123
第26節	文教対策計画	125
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	128
第28節	家庭動物等対策計画	131
第29節	応急飼料計画	132
第30節	廃棄物処理等計画	133
第31節	災害ボランティアとの連携計画	135
第32節	労務供給計画	137
第33節	職員派遣計画	139
第34節	災害救助法の適用と実施	141
第6章	地震災害対策計画	144
第7章	事故災害対策計画	145
第1節	航空災害対策計画	145
第2節	鉄道災害対策計画	148
第3節	道路災害対策計画	151
第4節	危険物等災害対策計画	156
第5節	大規模な火事災害対策計画	159
第6節	林野火災対策計画	161
第8章	災害復旧・被災者援護計画	164
第1節	災害復旧計画	164
第2節	被災者援護計画	166

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、砂川市防災会議が作成する計画であり、砂川市の地域において、災害予防、災害応急及び災害復旧対策等を実施するに当たり、防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するための対策について定め、本市における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 砂川市の区域を管轄し若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、砂川市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

砂川市地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、資料編によって構成する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例(平成21年条例第8号)第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（砂川市、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに砂川市、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）
救 助 法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
水 防 法	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
市 防 災 計 画	砂川市地域防災計画
市 防 災 会 議	砂川市防災会議
本 部 （ 長 ）	砂川市災害対策本部（長）
防 災 関 係 機 関	砂川市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、砂川市を警備区域とする陸上自衛隊、砂川市の区域内の消防機関並びに砂川市の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。）
防 災 会 議 構 成 機 関	砂川市防災会議条例（昭和 37 年条例第 22 号）第 3 条に定める委員の属する機関
災 害 予 防 責 任 者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災 害 応 急 対 策 実 施 責 任 者	基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避 難 行 動 要 支 援 者	要配慮者のうち、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
災 害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害
防 災	災害対策基本法第 2 条第 2 号に定める防災
複 合 災 害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第5節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより、市防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

基本法第42条第4項に基づく防災会議から北海道知事への報告は、次の書類（正本1部及び副本1部）を空知総合振興局地域創生部地域政策課に提出する。

- 1 市町村防災会議から北海道知事あての報告文
※ 報告文には、作成又は修正年月日（防災会議における決定日）を明記
- 2 市地域防災計画の修正概要（修正内容を簡潔に要約）
- 3 市地域防災計画の本文（修正後）
- 4 新旧対照表

軽微な変更に係る修正を行った場合も上記と同様に提出する。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

(資料編 1-1 防災関係機関等の連絡先)

1 指定地方行政機関

(1) 札幌開発建設部

- ア 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による市への支援（リエゾン派遣）に関する事。
- イ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事。
- ウ 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。

(2) 札幌開発建設部滝川道路事務所

- ア 所管国道の災害復旧及びその他の管理に関する事。
- イ 災害時における所管国道の交通の確保に関する事。
- ウ 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。

(3) 札幌開発建設部滝川河川事務所

- ア 所轄の河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関する事。
- イ 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。

(4) 北海道農政事務所旭川地域拠点

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。

(5) 滝川労働基準監督署

事業場、工場等の産業災害の防止対策に関する事。

(6) 滝川公共職業安定所

- ア 被災者の就労斡旋に関する事。
- イ 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋に関する事。

(7) 札幌管区气象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

2 自衛隊（陸上自衛隊第10普通科連隊）

災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関する事。

3 北海道

(1) 空知総合振興局

- ア 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。
 - イ 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。
 - ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
 - エ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
 - オ 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の総合調整に関すること。
 - カ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - キ 救助法の適用に関すること。
 - ク 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。
- (2) 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室
- ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。
 - イ 災害時における医療救護活動及び防疫活動の推進に関すること。
 - ウ 災害時における給水、清掃等環境衛生活動の推進に関すること。
 - エ 災害時における食品衛生の指導及び監視に関すること。
 - オ 防疫薬剤及び医薬品の確保並びに供給に関すること。
- (3) 空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所
- ア 水防技術の指導に関すること。
 - イ 災害時における関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること。
 - ウ 災害時における関係公共土木被害調査及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
 - エ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
- (4) 空知総合振興局森林室
- ア 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。
 - イ 林野火災の予防対策に関すること。
 - ウ 緊急復旧用材の供給に関すること。
- (5) 空知総合振興局空知農業改良普及センター中空知支所
- ア 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
 - イ 被害地の病虫害防除の指導に関すること。

4 砂川警察署

- ア 住民の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関すること。
- イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- エ 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- オ 危険物に対する保安対策に関すること。
- カ 広報活動に関すること。
- キ 市及び防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

5 砂川市

- (1) 市長部局

- ア 市防災会議に関すること。
 - イ 本部の設置及び組織の運営に関すること。
 - ウ 防災に関する組織の整備を図り、資材等の備蓄その他防災に関する総合調整に関すること。
 - エ 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。
 - オ 市の所掌にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - カ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
 - キ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ク 自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること。
- (2) 教育委員会
- ア 災害時における被災児童、生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。
 - イ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
 - ウ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
- 6 砂川地区広域消防組合及び砂川消防団**
- ア 消防活動に関すること。
 - イ 水防活動に関すること。
 - ウ その他災害時における救助、救急活動に関すること。
 - エ 自主防災組織の充実を図ること。
- 7 砂川地区保健衛生組合**
- 災害時において、防疫対策及び清掃対策に協力すること。
- 8 中空知広域水道企業団**
- ア 飲料水の確保及び給水に関すること。
 - イ 応急給水に関すること。
 - ウ 関連施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- 9 指定公共機関**
- (1) 北海道旅客鉄道(株)砂川駅
- ア 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等について関係機関の支援に関すること。
- (2) 日本郵便(株)砂川郵便局
- ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
 - イ 郵便業の非常取扱いに関すること。
 - ウ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
- (3) 東日本電信電話(株)北海道事業部
- ア 気象官署からの特別警報・警報を防災関係機関に伝達すること。
 - イ 非常及び緊急通話の取扱いを行うほか、必要に応じ電話電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
- (4) 日本通運(株)滝川支店

災害時における救援物資の緊急輸送等について各関係機関の支援に関すること。

(5) 北海道電力(株)送配電カンパニー滝川ネットワークセンター

- ア 電力供給施設の防災対策を行うこと。
- イ 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
- ウ ダムの放流等について関係機関と連絡調整を行うこと。

(6) 北海道電力(株)砂川発電所

災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

10 指定地方公共機関

(1) 空知医師会砂川部会

災害時における救急医療活動に関すること。

(2) 空知歯科医師会砂川歯科医会

災害時における歯科医療活動に関すること。

(3) 北海土地改良区砂川事業所

豪雨及び融雪時における管理水路等の氾濫防止及び災害復旧に関すること。

(4) 札幌地区トラック協会滝川支部

災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。

11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 新砂川農業協同組合

- ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- イ 被災組合員に対する融資及びその斡旋並びに生産資材、生活物資及び家畜飼料等の確保に関すること。

(2) 砂川商工会議所

- ア 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。
- イ 被災商工業者の経営育成指導に関すること。

(3) 砂川建設協会

災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。

(4) 北海道中央バス(株)空知統轄事務所

災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。

(5) 北海道三井化学(株)

- ア 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置に関すること。
- イ 災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。

(6) カヤク・ジャパン(株)砂川工場

災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。

(7) 危険物関係施設管理者

災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。

(8) 避難所の管理者

避難所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。

(9) 市内各小中高等学校

- ア 児童生徒等の避難保護に関すること。
- イ 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。

ウ 被災者の一時受入措置についての協力に関すること。

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、一人ひとりが「災害は、いつか必ずやってくる」という心構えを常にもち、平常時から非常持出品の用意や避難場所の確認など、災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や防災に関する知識を習得し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 家庭で防災について話し合い、災害が起きたときの役割分担を決めておく。
- イ 家の内外を点検し、危険箇所を改善する。
- ウ 家具の配置換えを行うなど、転倒や落下を防ぐ方法を検討して、家の中に安全な空間を確保する。
- エ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しておく。
- オ 災害時の連絡方法や避難場所を確認しておく。
- カ 危険箇所区域等や地域における災害の危険性を把握しておく。
- キ 防災関係機関の行う訓練等に参加し、避難及び救護活動等災害に対する知識の向上を図る。
- ク 隣近所との相互協力関係の醸成を図る。
- ケ 要配慮者へ配慮する。
- コ 自主防災組織の結成及び自主防災組織による予防活動を推進する。
- サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害発生時の心得

- ア わが身の安全を確保する。
- イ 調理器具や暖房器具の火を確実に消す。
- ウ 非常脱出口を確保する。
- エ 隣近所にも協力を求め、初期消火に努める。

- オ 外へ逃げるときは、落下物に注意し、落ち着いた行動をとる。
- カ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない。
- キ 山間部では、山崩れ、崖崩れに注意する。
- ク 指定された避難場所に避難し、荷物は最小限にする。
- ケ お年寄りや体の不自由な人、けが人などに声をかけ、応急救護を行う。
- コ 市、道及び防災関係機関の行う防災活動及び災害復旧活動に協力する。

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定・運用など防災体制を整備する。
- イ 建築物の不燃化・耐水化及び耐震化の推進、設備の安全管理に努める。
- ウ 予想被害からの復旧計画策定
- エ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災に関する知識の普及に努める。
- オ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応を図る。
- カ 取引先との*サプライチェーン(供給網)の確保

※ サプライチェーン(供給網)

ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの過程における供給(調達)の仕組み、各事業所間の一連の繋がり

(2) 災害発生時の対応

- ア 事業所の被災状況や正確な情報の収集及び伝達
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供や避難誘導
- ウ 初期消火活動等の実施
- エ 従業員及び施設利用者の救助・救護
- オ ボランティア活動への支援等

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。)(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 砂川市の概況

第1節 自然条件

1 地勢及び位置

砂川市は、札幌市と旭川市のほぼ中央に位置し(東経141° 52′ 22″ ～142° 00′ 08″、北緯43° 26′ 49″ ～43° 33′ 40″)、東は夕張山系を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に接し、西は、石狩川を挟んで新十津川町、浦臼町に、南は奈井江町に、北は空知川を挟んで滝川市に接し、面積は78.68km²である。

南北は12.7km、東西が10.5kmで、東部境界付近は海拔237mで西に行くに従って低くなっている。

2 気象

気象は大陸性気候で、年間の平均気温は約7度、夏季には30度を超え、冬季には-20度を超える日がある。

降水量は、年によって変動あるものの年間500mm～800mm前後となっており、降雪量は500cm～800cm前後、最深積雪は110cm前後となる。

第2節 災害の概況

1 災害の概要

本市の災害は、空知川、石狩川の両大河川の合流点にあるため、古くから幾多の大水害が記録され、災害の多くが水害で占められている。主な災害発生記録は資料編のとおりである。

(資料編 2-1 主な災害発生記録)

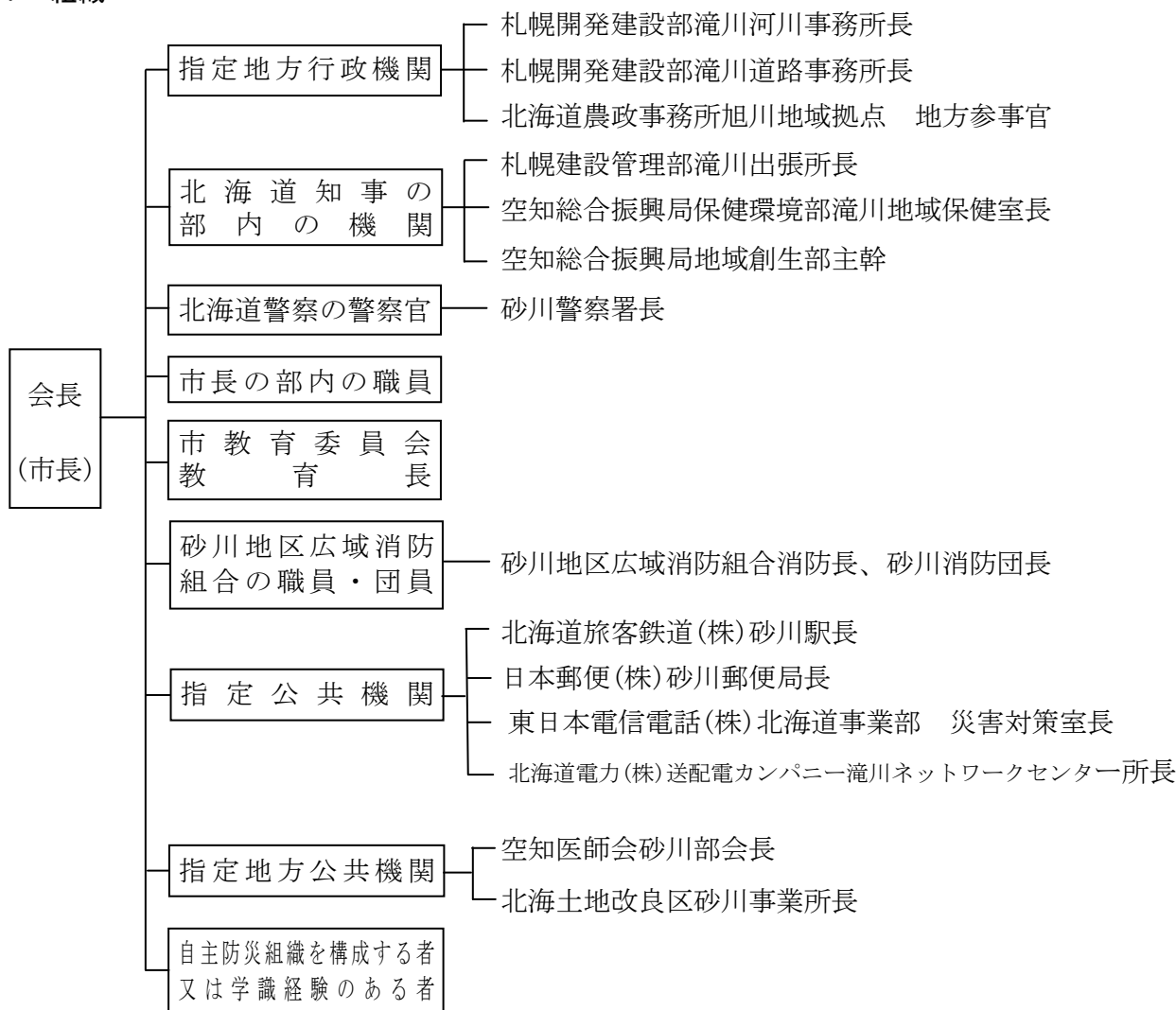
第3章 防 災 組 織

砂川市の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、砂川市に防災会議を置き、防災の予防応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。

第1節 砂川市防災会議

市長を会長とし、基本法第16条第1項の規定に基づき、砂川市防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、本市における防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものである。

1 組織



2 運営

砂川市防災会議条例（昭和37年砂川市条例第22号）及び砂川市防災会議に関する規程（平成元年砂川市訓令第18号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

市長は、市の区域内に災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときで必要があると認められるときは、基本法第23条の2及び砂川市災害対策本部条例（昭和37年条例第21号）に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 本部の組織

災害対策本部の組織は資料編のとおりとする。

（資料編 3-1 砂川市災害対策本部組織図）

2 本部の設置基準

市長は、市の区域内に災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、次の一に該当し必要と認めるときは、基本法第23条の2の規定により、災害対策本部を設置し災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるように努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく特別警報・警報が発表され、災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。
- (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき若しくは地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
- (4) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

3 本部の設置

(1) 本部の設置場所

災害対策本部は、砂川市役所内に置く。ただし、地震災害等により庁舎が使用できない場合は、消防庁舎等公共施設に設置する。

(2) 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに災害対策本部全員に周知する。

(3) 本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

4 本部の設置又は廃止の通知、公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（空知総合振興局、指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては報道機関、その他の方法で周知する。

5 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部長で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 自衛隊等関係機関に対する応援の要請・要求・依頼及び救助法適用の申請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項。

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、本部長が必要により招集する。
- イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、副本部長にその旨を申し出るものとする。

6 本部長権限の委任

本部長（市長）は、必要に応じてその権限を部内の職員に委任できるものとする。また、本部長に事故があるときは副市長、総務部長の順位にその職を代理する。

7 本部設置時における事務分掌

本部設置時における事務分掌は資料編のとおりとする。

（資料編 3-2 砂川市災害対策本部事務分掌）

8 本部及び本部職員の標識

- ア 本部の標識
災害対策本部を設置したときは、別に定める標識（図1）を庁舎正面玄関に掲げるものとする。
- イ 本部職員の標識
災害対策に従事する本部職員は、別に定める腕章（図2）を帯用するものとする。
- ウ 本部自動車の標識
災害対策本部の自動車には、別に定める標旗（図3）を自動車の左前方に掲げるものとする。

（資料編 3-3 標示板、腕章、標旗）

第3節 本部の配備体制

1 配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても「非常配備の基準」により配備体制をとることがあるものとする。

本部の配備基準

種別	配備体制	配備時期	配備要員
第1非常配備	特に関係のある部の少数人員で、情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制をとる。 第2非常配備に移行し得る体制をとる。	(1) 気象業務法に基づく気象情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 (2) 震度4の地震が発生し、被害の発生が予想されるとき。 (3) その他特に市長が必要と認めたとき。	総務部長、審議監、市長公室課長、同広報広聴係長、同防災対策係長、総務課長、同庶務係長、政策調整課長、庁舎建設推進課長その他総務部長の指定する職員 市民部長、市民生活課長、税務課長その他市民部長の指定する職員 保健福祉部長、社会福祉課長、介護福祉課長その他保健福祉部長の指定する職員 経済部長、農政課長その他経済部長の指定する職員 建設部長、技監、土木課長、建築住宅課長その他建設部長の指定する職員 教育次長、学務課長、社会教育課長、給食センター所長その他教育次長の指定する職員
第2非常配備	災害応急対策に関係ある総務部、市民部、保健福祉部、経済部、建設部、文教部、消防機関それぞれの所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3非常配備に直ちに移行し得る体制をとる。	(1) 気象業務法に基づく気象情報又は警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度5弱及び5強の地震が発生し、被害の発生が予想されるとき。 (3) その他特に市長が必要と認めたとき。	本部長以下副班長までの全職員 市長公室課、総務課、政策調整課、庁舎建設推進課、市民生活課、税務課、社会福祉課、介護福祉課、農政課、土木課、建築住宅課、学務課、社会教育課、給食センター、議会事務局、監査事務局の全員 その他災害対策本部各部長の指定する職員
第3非常配備	災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して防災事務に従事する。	(1) 特別警報を受け、重大な災害の危険性が著しく高まっているとき。 (2) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大と予想される場合、予想されない重大な災害が発生したとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき若しくは地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (4) その他特に市長が必要と認めたとき。	災害対策本部全員

(備考)

- 1 災害の規模及び特性に応じ、上記の基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- 2 消防機関の非常配備基準については、砂川地区広域消防組合消防計画によるものとする。

2 本部各班の配備要員

(1) 動員（招集）の方法

- ア 総務部長は、本部長の非常配備決定に基づき各班部長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた部長は、各班長に対しその内容を通知するものとする。
- ウ 各班長は、配備基準に基づき各班員に通知し、直ちに体制を整えるものとする。
- エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとし、時間外等においても円滑に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。
- オ 勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につくものとする。
- カ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに従って行うものとする。

3 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

- ア 活動の開始
災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、本部の設置基準により本部が設置されたとき、その一部又は全部が活動を開始する。
- イ 活動の終了
本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し、廃止するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

- ア 第1非常配備体制下の活動
第1非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。
 - (ア) 総務部統括班長は、空知総合振興局（地域創生部地域政策課）及び関係機関と連絡をとり、気象、地震等の災害に関する情報の収集を図り総務部長に報告し、総務部長は、本部長の指示により関係部長へ情報の伝達を行うものとする。
 - (イ) 各部は、伝達された情報を基に、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に対し必要な指示を行うものとする。
 - (ウ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減するものとする。
 - (エ) 指示を受けた職員は、応急処置等の対策に従事する。
- イ 第2非常配備体制下の活動
第2非常配備体制下の活動は、概ね次のとおりとする。
 - (ア) 各部各班は、迅速に市内地域及び所管業務関係の被害状況調査、情報収集、連

絡活動に当たり、状況の把握に努めるとともに、関係機関との調整を図り、活動体制を強化する。

- (イ) 本部長は、情報を聴取するため、必要に応じ本部会議を招集し、当該情勢に対応する措置を検討する。
- (ウ) 各部長は、次の措置をとり、本部長に報告するものとする。
 - a 現況について職員に周知し、応急措置及び対策に従事させる。
 - b 現況の災害対策用の装備、物資、資機材、設備、機械等（資料編）の点検をし、必要に応じて災害の発生している又は発生するおそれのある地域に配置する。
 - c 必要に応じ職員を招集し、応急処置等の対策に従事させる。

（資料編 3-4 防災用資機材一覧表）

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制下の活動は、概ね次のとおりとする。

各部各班は、災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

- (ア) 本部長が必要と認めたときは、本部連絡員を置く。
- (イ) 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所属部員のうちから指名する者（各班副班長）をもって充てる。
- (ウ) 本部連絡員は、所属部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて、本部に報告するとともに本部からの連絡事項を所属部長等に伝達するものとする。

イ 本部情報収集責任者

- (ア) 災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。
- (イ) 本部情報収集責任者は、総務部職員のうちから総務部長が指名する者（総務部統括班長）をもって充てる。
- (ウ) 本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

4 本部を設置しない場合の準用

市長は、本部設置に至らない小規模災害等で、次の事項の一に該当するときは、本節1項から3項を準用して、災害対策を実施するものとする。

- (1) 風雨、風雪、大雨又は大雪等の特別警報・警報が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- (2) 局地的に、比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- (3) 本部の設置前又は廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。

第4節 動員計画

本部設置時における市職員、消防職員及び消防団員等の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

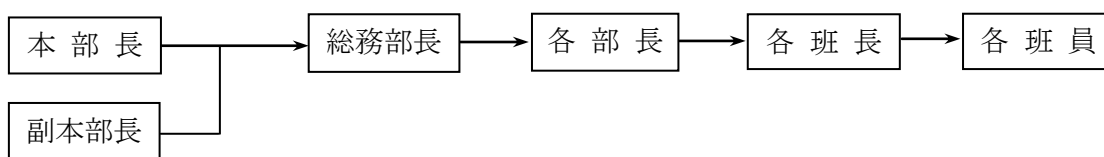
(1) 本部職員等に対する伝達

ア 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

災害対策本部の設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、総務部長は各部長に対し、庁内放送、電話等により第1非常配備又は第2非常配備を指令するほか、緊急事態に備えて本部全職員を待機させる、第3非常配備を指令するものとする。

各部長は、所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

<伝達系統>



イ 休日又は退庁後の伝達方法

(ア) 各班員への連絡

各班長は、所属職員の住所及び連絡方法を把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(イ) 警備員による非常伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは総務部長及び市長公室課長に連絡して指示を受け、必要に応じて関係部長及び関係職員に通知するものとする。

- a 災害発生のおそれのある気象情報等を関係機関から通報され、又は覚知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。
- d 地震が発生した場合。

(資料編 3-5 災害情報連絡系統図)

2 職員の非常登庁

(1) 職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生したとき、又は発生のおそれがある情報を覚知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

(2) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各部長及び各班長は、速やかに職員の参集状況を把握し、総務部総務班へ報告するものとする。

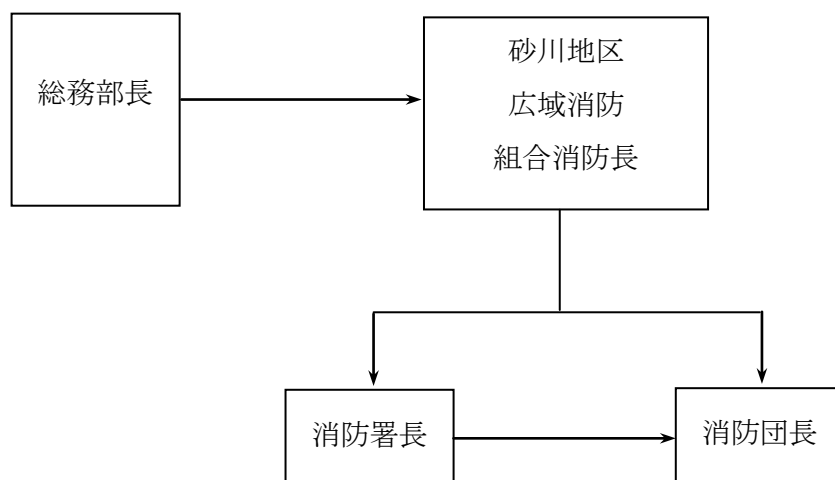
(3) 災害が発生し職員が非常登庁する際は、登庁経路における被害の状況等を確認し、被害の状況を各班長に報告するものとする。

また、報告を受けた班長は、被害の状況を各関係部長に連絡するとともに総務部長へ報告するものとする。

3 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、総務部長が次の伝達システムにより行うものとする。

<消防機関への伝達系統>



4 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させるものとする。

(1) 災害発生時において、各部は所掌する災害対策業務を処理するために現状の登庁職員数、応急対策必要職員数を把握し、毎日、応急対策職員動員調書により、総務部総務班に報告するものとする。

(資料編 3-6 応急対策職員動員調書)

(2) 職員の動員要請を必要とする部は、職員動員要請調書に次のことを明らかにし、総務部総務班に要請するものとする。

- ア 動員要請する理由及び職員の作業内容
- イ 動員要請する職員の職種、男女別人数
- ウ 動員要請を必要とする期間

(資料編 3-7 職員動員要請調書)

第5節 気象業務に関する計画

1 気象情報等の種類及び発表基準

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準は、資料編のとおりである。

(資料編 3-8 気象情報の種類及び発表基準)

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

図表 気象等に関する特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 気象情報の伝達系統及び方法

札幌管区気象台の発する気象・水防等に関する気象情報の伝達方法は、次の気象情報伝達系統図に基づき、北海道総合行政情報ネットワーク、ファックス、電話等、最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

(資料編 3-9 気象情報伝達系統図)

- (1) 注意報及び警報（特別警報を含む）は、通常の勤務時間中は、市長公室課防災対策係が、勤務時間外は警備員が受理する。
- (2) 注意報及び警報を受理した場合は、気象情報受理簿に記載し、直ちに市長公室課長及び消防署に連絡し指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。

(資料編 3-10 気象情報受理簿)

- (3) 警備員が夜間・休日等において気象情報を受理したときは、気象情報受理簿に記載するとともに、次に掲げる気象情報等を受理した場合には、市長公室課長及び消防署に報告して指示を受け、関係者に連絡するものとする。

受理した気象情報受理簿は当直明けに、市長公室課長に提出するものとする。

- ア 気象警報～暴風、暴風雪、大雨又は大雪（特別警報を含む）
- イ 各種警報～洪水

ウ その他～特に重要と認められる各種注意報

3 異常現象発見時の措置

異常現象発見時の通報は、災害情報連絡系統図に基づき、北海道総合行政情報ネットワーク、ファックス、電話等、最も有効な方法により通報しなければならない。

(資料編 3-5 災害情報連絡系統図)

(1) 発見者の通報義務

異常現象(異常水位、森林火災、地滑り、堤防の溢水又は決壊等)の発見者は、直ちにその状況を最寄りの機関(市役所、消防又は警察)へ通報するものとする。

ア 市役所総務部市長公室課(電話 54-2121)

イ 警察署又は警察官(電話 110 番又は 54-0110)

ウ 砂川地区広域消防組合消防本部又は消防職員(電話 119 番又は 54-2196)

(2) 警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官、砂川地区広域消防組合消防本部は、その旨を速やかに市役所(市長公室課)に通報するものとする。

(3) 市から各関係機関への通報及び住民への周知

市長(本部長)は、異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により関係機関(市長が必要と認める機関)に通報し、同時に第5章第3節の2「災害広報及び情報等の提供の方法」、第5章第4節の5「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の伝達方法」に定めるところにより住民に周知する。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報等は、市長公室課長(不在のときは、市長公室課防災対策係長)に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあつては、警備員が受理し、市長公室課長(不在のときは、市長公室課防災対策係長)に報告し、その指示を受けるものとする。

4 地震発生時の措置

地震発生時における情報の収集、報告及び伝達に関する措置は、異常現象発見時の措置に準ずるものとする。

5 地区別情報連絡責任者

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときの情報収集の万全を期するため、各地区別に情報連絡責任者を置く。

地区情報連絡責任者は各町内会長をもって充てる。

地区情報連絡責任者は、地域内の住民、自主防災組織と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに市役所その他の関係機関に通報するものとする。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害の予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

災害予防計画は、災害を未然に防止し、災害対策を推進するために必要な事業及び施設の整備に関する計画であって、災害予防責任者である市長及び防災機関が実施するものである。

また、市、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市は、市域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、市、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

本市において、災害の発生が予想される災害危険区域等は、下表のとおりとする。

種 別	把握箇所
重要水防箇所	2 3
北海道管理河川	9
土砂災害危険箇所	3 4
地滑り危険箇所	1
急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所	1 7
土石流危険渓流	1 6
山地災害危険地区	4 7
山腹崩壊危険地区	3 1
地滑り危険地区	1
崩壊土砂流出危険地区	1 5
土砂災害警戒区域	2
土砂災害特別警戒区域	1

1 重要水防箇所及び浸水想定区域

(資料編 4-1 重要水防箇所・洪水ハザードマップ)

2 地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊(崖崩れ)危険箇所、土石流危険溪流

(資料編 4-2 地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊(崖崩れ)危険箇所、土石流危険溪流)

3 山地災害危険地区

(資料編 4-3 山地災害危険地区)

4 災害危険箇所位置図

(資料編 4-4 災害危険箇所位置図)

5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

(資料編 4-5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域)

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び 防災教育の推進に関する計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、防災関係者及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 防災思想の普及

防災関係者及び住民に対し、次のような方法により防災思想の普及を図る。

(1) 啓発内容

- ア 災害に対する心得
- イ 災害に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や救急医療品の準備
- エ 建築物、家具等の安全対策
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における災害発生の対処方法
- ク 救助、救護に関する事項
- ケ 避難場所、避難所、避難路及び避難方法等の避難対策
- コ 水道、電力、ガス、電話などの災害時の心得
- サ 高齢者、障がい者など要配慮者への配慮
- シ 市防災計画の概要及び各防災関係機関が行う災害対策
 - (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (イ) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- ス 農作物の災害予防及び応急措置

(2) 普及の方法

- ア 広報、標語、ポスター、広報車による普及
- イ 諸行事及び防災訓練等による普及
- ウ テレビ、新聞、ラジオの活用等による普及
- エ インターネット、SNSの活用等による普及
- オ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- カ 学校教育、社会教育を通しての普及
- キ 研修、出前講座、講演会等の開催

3 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を確立するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するよう努める。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画の定めるところによる。

1 防災訓練の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、防災訓練を次のとおり実施し、防災に関する技能の向上及び防災知識の普及を図るものとする。

また、実施にあたっては、防災の日や防災週間等を考慮しながら、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

区 分	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合訓練	適 当 な 地 区	各関係機関と一体となって、想定被害により地震、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	市防災会議
水防訓練	水害危険地区	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、砂川市水防計画に掲げる訓練を実施する。	市防災会議
消防訓練	火災危険地区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救助救出、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等の訓練を実施する。	砂川地区広域消防組合消防本部
避難救助訓練	適 当 な 地 区	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。	砂 川 市

第4章 災害予防計画

区 分	実施場所	実 施 方 法	所 管
災 害 通 信 訓 練	適 当 な 地 区	図上又は実施訓練 主通信及び副通信を組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	砂 川 市
非 常 招 集 訓 練	適 当 な 地 区	図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	砂 川 市
複 合 災 害 に 対 応 し た 訓 練	適 当 な 地 区	図上又は実施訓練 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した訓練等を実施する。 訓練の結果を踏まえ、職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。	砂 川 市
そ の 他 災 害 に 関 す る 訓 練	適 当 な 地 区	その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で行う訓練について協力する。)	市防災会議及び 自主防災組織

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において住民の生活を確保するための、食料、生活必需物資、飲料水の調達・確保及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材の整備、地域の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

1 食料・生活必需物資の調達

- (1) 市長は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
- (2) 市単独で食料の調達が困難な場合は、その確保について空知総合振興局長を通じて道に要請する。

(資料編 その他関係資料 砂川市における防災関係の協定締結一覧)

2 飲料水の確保及び応急資材の整備

災害時における応急用飲料水については、水道事業者とともに老朽化している給配水管の布設替え及び給配水管網の整備を計画的に進め、応急用飲料水の確保に努めるとともに、応急用飲料水を給水するための資材の備蓄を図る。

3 家庭における食料等の備蓄の啓発

市は、災害時において食料・生活必需物資、飲料水の調達・確保に努めるが、あらゆる災害に対応するためには、住民自らが災害に備え、食料等の備蓄をすることが不可欠であるため、各種の防災行事や市の広報などを通じ、「最低3日間、推奨1週間」分の食料等（飲料水は一人1日当たり3ℓ程度）の家庭内における備蓄に努めるよう啓発を図る。

4 防災資機材の整備

災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材については、応急対策にあたる各班において、あらかじめ防災資機材の整備充実に努める。

また、積雪・寒冷期における災害発生に備え、暖房器具・燃料等の整備に努める。

5 備蓄倉庫等の整備

市は、備蓄倉庫等の整備に努める。

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

市をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

市は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努めるとともに企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑にほかの地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化に努める。

2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 市は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に実施できるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整える。
- (2) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生時には通信の途絶等により防災関係機関への連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁のき損による交通阻害又は火災等の二次災害が同時発生し、防災力が分散されるなど防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に要配慮者の安全確保又は避難誘導等の避難対策は、震災などの緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

このことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちが守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置及び育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

1 自主防災組織の育成

(1) 地域住民による自主防災組織の育成

市（消防機関）は、災害時における自主防災活動の重要性を市の広報、火災予防行事等のあらゆる機会に普及・啓発し、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立に努める。

(2) 事業所等の自主防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。また、その他の事業所についても自主的な防災組織の育成を図り、防災体制の整備、強化に努める。

2 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分発揮するため、あらかじめ組織内の役割分担（避難誘導、防火指導、情報連絡、救出救護等）を定めておくこととする。

なお、自主防災組織の編成は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされることから、住民が連帯感を持てるように町内会組織を生かして適正な規模で編成するものとし、規模が大きな組織にあっては、いくつかのブロック等に分けるように努める。

3 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには住民一人ひとりの日頃の備えと災害時における適切な行動が重要であることから、地域の集会等を利用して消防機関による指導を受け、正しい防災知識の普及に努める。

イ 防災訓練の実施

災害時において、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、消防機関の指導による訓練を実施し、防災活動に必要な知識と技術を習得するものとする。

訓練には、個別訓練として情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等と、これらをまとめた総合訓練があり、訓練を計画する際は、地域の特性を考慮したものとする。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域には、災害が発生したときに火気使用器具など被害拡大の原因となるものが多く考えられることから、住民各自が防災点検を実施するほか、自主防災組織においても、家庭及び地域内の防災点検を実施するよう努める。

エ 防災資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時において速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましい。

また、準備した資機材については、日頃から点検を行い非常時において速やかに使用できるように整備しておくことが必要である。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時の地域内における被害の発生状況及び安否情報を迅速かつ正確に把握して、最寄りの市役所、消防機関、警察へ電話など最も有効な連絡手段により通報するとともに、防災関係機関の提供する災害情報を住民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくものとする。

(ア) 連絡をとるべき防災機関名

(イ) 防災関係機関との連絡手段

(ウ) 防災関係機関の情報を住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所に避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に努める。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消防機関へ通報し消火器などを使い初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになるなどの被害が発生したときは、市又は消防機関等へ通報するとともに、二次災害に十分注意し救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を行うとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療機関又は救護所へ搬送する。

エ 避難の実施

市長等から避難勧告、避難指示(緊急)や避難行動に時間を要する要配慮者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、地域の住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に十分注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営すること

が求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版(DOはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくることから、これら市が実施する給食、給水、救援物資の配布活動に協力する。

4 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、市は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかわる応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (5) 市及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促すものとする。
- (6) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 避難場所（一時的に避難するグラウンド等）の確保等

- (1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、*異常な現象の種類ごとに、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、予め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得

て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

※異常な現象の種類

①地震 ②洪水・内水氾濫 ③崖崩れ、土石流及び地滑り ④大規模な火事

- (2) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所（一定の期間避難生活をする場所）の確保等

(1) 市は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、予め当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 市長は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が確保されること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 市は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者の受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

イ 老人福祉センターや障害福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(資料編 4-6 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表)

(資料編 4-7 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図)

4 指定緊急避難場所、指定避難所の整備

災害時における住民の安全を確保するため、新たに指定緊急避難場所、指定避難所を整備、改修する場合にあつては、大規模な災害に備え火災の延焼防止、耐震化・耐火化、救護・救援活動のための施設設備等の防災対策を考慮し整備にあたるように努める。

5 避難所の管理運営体制の整備

災害時において、速やかに避難所の開設が行えるよう、あらかじめ施設の管理者と協議し、休日・夜間における避難所開設時の連絡方法及び管理運営体制の整備に努める。

6 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

避難及び避難誘導に当たっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるが、要配慮者には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努める。

そのため、職員は、第4章第8節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、第5章第4節「避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の整備に当たって、次のとおり実施する。

(1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市は、適時・適切に避難指示(緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始(以下「避難勧告等」という。)を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準(発令基準)を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容

の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準(発令基準)について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、市(市民生活課)の統括のもと、消防団や自主防災組織等の住民組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。

特に要配慮者、危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

イ 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。

特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始する。

ウ 避難に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の指定緊急避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

(4) 自主避難体制の整備

市は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

(5) 避難情報の伝達体制の整備

市は、避難指示(緊急)等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 電話等を利用して伝達する。

イ 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン、消防信号をもって伝達する。

エ 広報車における呼びかけにより伝達する。

オ コミュニティFM(エフエムなかそらち)により伝達する。

カ 緊急速報メールにより伝達する。

(6) 要配慮者に対する避難誘導體制及び指定緊急避難場所等の指定・整備

市は、要配慮者が適切に避難できるよう、次の点に留意し、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努める。

ア 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、対象者の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の確立に努めるものとする。

その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも個人情報の扱いには十分留意する。

イ 避難準備・高齢者等避難開始の活用

市は、要配慮者が安全に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始を活用する。

特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

7 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員（社会教育課、スポーツ振興課）や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

8 防災上重要な施設の管理及び避難計画

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。

- ア 避難の場所（避難場所、避難所）
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

9 公共用地等の有効活用への配慮

市、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多いので、市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

(1) 市の対策

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

前項の規定による名簿の作成に必要な限度で、関係部局が保有する要配慮者に関する情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

イ 名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (ア) 要介護3・4・5の認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く)
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (オ) 市の生活支援を受けている難病患者
- (カ) 上記に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

ウ 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 避難支援等関係者への名簿の提供

(ア) 災害発生時等において避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要があると認める場合は、自衛隊、北海道警察、民生児童委員などの地域の避難支援等関係者に対し、名簿を提供できるものとする。

(イ) 災害の発生に備え、消防機関に対し、名簿を提供できるものとする。

オ 名簿の更新に関する事項(社会福祉課、介護福祉課)

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものになるよう、年1回更新するものとする。

カ 名簿情報の保護に関する事項

名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

キ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害に関する予報若しくは警報の通知を受け、又は知ったときは当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。また、必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ク 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人、又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

2 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣及び防災意識等の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう努めるとともに、住民登録等、様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪問外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画の定めるところによる。

1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（市長）に報告する。
- (2) 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、市防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- (3) 市及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

2 市及び防災関係機関

- (1) 市及び防災関係機関は、要配慮者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

- (2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、市、消防本部を通じた一体的な整備を図るものとする。

- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運営等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行う等して、運用管理体制の整備を図るものとする。

- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努

めるものとする。

3 通信施設の整備の強化

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防御に関する計画は、この計画の定めるところによる。

1 建築物防災の現状

本市においては、市街地地区等に人口が集中しており、建築物の密集等により、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として、準防火地域を定めている。

2 予防対策

市及び消防機関は、災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する市中心部や、避難所、避難路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、準防火地域・防火地域の指定に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

そのほか、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行う等の予防対策を講じる。

3 崖地に近接する建築物の防災対策

- (1) 市及び道は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接等危険住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。
- (2) 国、道及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第11節 消防計画

暴風、異常乾燥及び地震等による大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を発揮するための組織及び運営等については、別に定める「砂川地区広域消防組合消防計画」による。

第12節 水害予防計画

洪水やその他による水害時において、これを警戒し、防御しその被害を軽減するために必要な組織及び活動の計画は、水防法に基づき別に定める「砂川市水防計画」による。

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害に対するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

市及び国、道は、次のとおり予防対策を実施する。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進する。

(2) 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の育成保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導する。

(3) 北海道及び市

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

(4) 市

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を指導する。

2 竜巻予防の普及・啓発

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての普及・啓発に努める。

竜巻からの身の守り方

(1) 屋内にいる場合

- ア 窓を開けない。
- イ 窓から離れる。
- ウ カーテンを引く。
- エ 雨戸・シャッターをしめる。
- オ 地下室や建物の最下階に移動する。
- カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
- キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
- ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

(2) 屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- イ 橋や陸橋の下に行かない。
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する。
- エ 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
- オ 飛来物に注意する。

3 分野別対応策の検討

(1) 農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、普及・啓発に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- ア 風速 50m/s 以上に耐える耐候性ハウスの設置
- イ 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- ウ 農作物等に対する被害への対応の検討

第14節 雪害予防計画

異常降雪等により、予想される豪雪、暴風雪等の災害に対処するため迅速かつ的確な除排雪を実施し、交通の確保を図る等必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 除雪路線区分

除雪路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除排雪を分担実施する。

各路線の除排雪に当っては、連絡、情報等の交換を密にして、相互協力のもとに行うものとする。

- (1) 国道の路線は、北海道開発局が行う。
- (2) 道道の路線は、道が行う。
- (3) 市道については市が行い、特に交通確保を必要とする主要路線について除排雪に当たるものとし、除雪路線は土木課における計画路線とする。

2 積雪時における消防対策

(1) 消防水利施設の保全

ア 消防本部は、常時消防水利が使用できるよう定期的に巡視して除排雪を行うものとし、必要により、その要請に基づき市も除排雪に協力するものとする。

イ 何人も、消防水利施設の使用に支障をきたすようなことをしてはならないものとし、もし消防水利施設の使用に支障があることを発見したときは、ただちに消防本部に通報又は、除去に協力しなければならないものとする。

3 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく交通が途絶している地区において、急患、食料の補給困難な事態が発生し、市の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、市長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

4 除排雪要領

本市の除排雪は、土木課が消防本部と緊密な連絡をとり、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、防災対策を検討して決定すること。
- (2) 大量の除排雪がある場合は、民間車両の借上げを行い、昼夜を問わず路線の確保を図ること。
- (3) 土木課は、市長公室課と連絡を密にして常に気象情報等に注意し、配車に万全を期すること。
- (4) 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害との関連について十分な配慮をすること。

5 地震による家屋倒壊防止対策

積雪寒冷期における地震発生により、家屋の倒壊を防止するため、住民に対し、屋根

の除雪と建築基準の遵守について指導、啓発に努める。

また、自力で屋根の除雪が不可能な世帯に対しては、ボランティア及び地域に協力を呼びかけ家屋の倒壊防止対策に努める。

6 通信の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線障害の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話（株）北海道事業部は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

7 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力（株）送配電カンパニー滝川ネットワークセンターは、送電線の冠雪、着氷雪対策を確立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

8 警戒及び救助体制

各関係機関は、札幌管区気象台の発表する気象情報及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒及び救助の体制に入るものとする。

- (1) 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認める場合は、本部を設置する。
 - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - イ 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。
- (2) 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難受入れするものとする。

9 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、市は住民に対し、降積雪時の適切な活動について、普及・啓発を行い、住民に対して周知を図る。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、市内においても視界不良による運転の危険や吹きだまりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止に向けた普及・啓発を行う。

- (1) 住民への普及・啓発事項
 - ア 雪害に関する気象情報等に対する知識
 - イ 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
 - ウ 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
 - エ 雪下ろしの際の転落防止への注意
- (2) 暴風雪等による被害防止に向けた注意事項
 - ア 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
 - イ やむを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。
 - (ア) 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。

- (イ) 地ふぶきなどにより、運転をされていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。
- (ウ) 避難できる場所や救助を求められる人家が無い場合は、消防や警察に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

第15節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 気象情報の把握

市は、融雪期において、気象官署と緊密な連絡をとり、地域内の積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

第4章第1節に定める水防警戒区域その他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の処置を講ずるものとする。

- (1) 市及び消防機関は、地区住民の協力を得て予想される危険区域の巡視警戒を行うものとする。
- (2) 市及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業、避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 被災地における避難経路及び避難場所を住民に十分周知徹底させるとともに、避難について受入施設の管理者と協議しておくものとする。

3 重要水防門扉等の整備、点検

融雪出水前には、その水路、門扉等の整備、点検を行い、溢水等による被害を防御する。

4 河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、積雪、捨雪、結氷等により、河道が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎及び障害物の除去に努め、流下能力の確保に努めるものとする。

5 交通の確保

市その他の道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、冠水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

第16節 土砂災害予防計画

地滑り、急傾斜地崩壊（崖崩れ）、土石流等の土砂災害による災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 現況

本市における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、本章第1節「地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所、土石流危険溪流」「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」に定めるところである。

（資料編 4-2 地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所、土石流危険溪流）

（資料編 4-5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域）

2 予防対策

市は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地滑り危険箇所等における山地治山、防災林造成、地滑り防止施設の整備を行うとともに、次のとおり予防対策を実施する。

- （1）市防災計画に土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準を定めるものとする。
- （2）警戒区域等の指定があったときは、市防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。
- （3）土砂災害警戒区域等内に前項エに掲げる施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- （4）警戒区域等の指定があったときは、市防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- （5）土砂災害警戒情報が発表された場合直ちに避難勧告を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と

道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

3 地滑り等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地滑り災害が発生する傾向にあり、ひとたび地滑りが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながる。

そのため、市及び国、道は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地滑り防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(2) 北海道

地滑り防止工事に関する基本計画に基づいて、地滑り防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地滑り防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(3) 市

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地滑り防止区域の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力や住民自身による防災措置（自主避難等）などについて周知するものとする。

4 急傾斜地崩壊（崖崩れ）予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、急傾斜地崩壊（崖崩れ）災害が発生する傾向にあり、ひとたび崖崩れが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながる。

そのため、市及び国、道は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）予防計画

ア 北海道

急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、急傾斜地崩壊区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

イ 市

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

市の管轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力や住民自身による防災措置（自主避難等）などについて周知するものとする。

(2) 山腹崩落防止対策

ア 北海道森林管理局・北海道

森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹等の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

また、保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採等の行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

イ 市

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

5 土石流予防計画

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施、必要に応じて適切な処理を講ずるものとする。

また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするよう指導するものとする。

(2) 北海道

治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するよう指導し、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするよう指導するものとする。

(3) 市

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

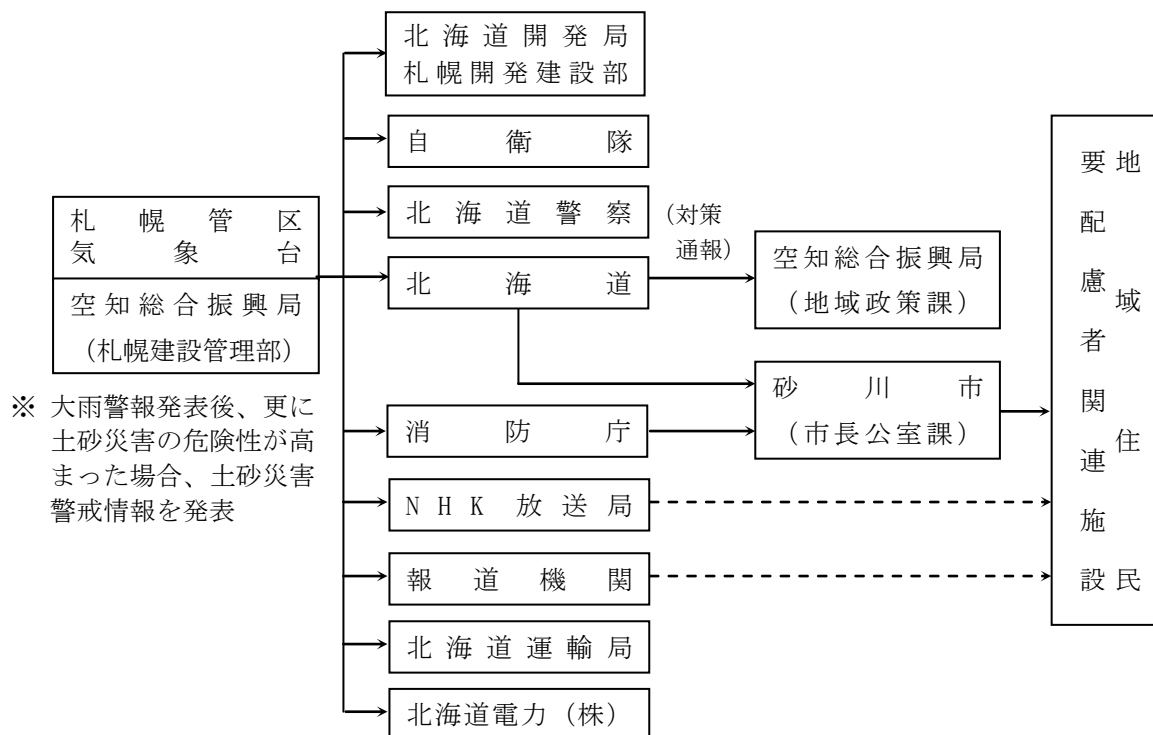
また、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民による自主避難等の防災措置について周知・啓発を図るものとする。

6 土砂災害警戒情報の伝達

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まったときに、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区气象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については、発表対象ではないことに留意する。

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、次に示すとおりである。



7 警戒体制

市長（建設部土木班、経済部農政班）は、異常降雨時等により、土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、警戒に当たるものとする。

警戒巡視にあたって注意する次項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

参考として、崖崩れ等の発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すと言われており、大雨により土砂災害の危険度が高まった場合は、土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。

以上のことから、避難勧告等の避難情報の発令を判断する基準については、次のとおりとし、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒巡視、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

区分	判断基準	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする)。
避難準備・高齢者等避難開始	ア 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 イ 降り始めてからの雨量が 100mm を超え、1 時間雨量が 20mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。	北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（橙）
避難勧告	ア 「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ウ 降り始めてからの雨量が 100mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）
	エ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示（緊急）	ア 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 イ 避難勧告発令後、継続して雨が降り続けているとき。	記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）
	ウ 土砂災害が発生したとき。	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
	エ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	当該現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

8 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、電話、口頭伝達、広報車、コミュニティFM（エフエムなかそらち）、緊急速報メール等により周知を行う。

9 避難及び救助

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいては、第5章第4節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

10 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等と連携を取りながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、市、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」及び本章第14節「雪害予防計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

(1) 北海道

ア 災害の発生により応急対策を実施する場合は、市と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。

イ 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

(2) 砂川警察署

ア 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市長が避難を指示できないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。

イ 災害による被害者の救出、行方不明者の搜索を実施する。

(3) 市

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

ア 積雪・寒冷期に適切な避難勧告、避難指示(緊急)ができるようにしておくこと。

イ 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

ウ 雪上交通手段の確保

市及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救援物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(2) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、市及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図るよう努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難所等、避難路の確保

市、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所等、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

市は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 避難所の運営

市は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

市及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化す

ることが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期化した場合の対策を検討する。

第18節 複合災害に関する計画

市、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- (3) 市及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

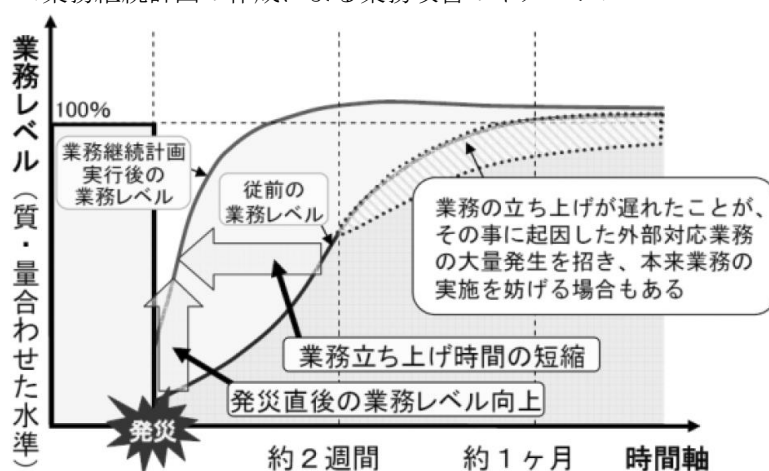
第19節 業務継続計画の策定

市、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞



2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等によ

り、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに災害の発生を防御し、あるいは応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 情報収集・伝達計画

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおける情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集及び連絡

- (1) 市長は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況に関係機関に報告するものとする。
なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。
- (2) 市長は、特別警報・警報・注意報・情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害の内容及び通報の時期

(1) 道への通報

市は、発災後の情報等について、次により空知総合振興局（地域創生部地域政策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2) 国への通報

原則、道を経由しての通報となるが、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

市長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも

報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁報告するものとする。

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
地域衛星通信 ネットワーク	電話	6-048-500-9043421
	FAX	6-048-500-9049033

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	6-048-500-9043421
	FAX	6-048-500-9049033

被害状況等の報告【北海道・空知総合振興局報告先】

区分 回線	北海道総務部 危機対策局危機対策課	空知総合振興局 地域創生部地域政策課
NTT 回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0126-20-0033 0126-25-8144 (FAX)
北海道 総合行政情報 ネットワーク	5-6210-22-583 6210-9100 (IP 専用電話) 6-001-210-22-551 (衛星専用電話)	5-6450-2191 6450-9100 (IP 専用電話) 6-001-450-2100 (衛星専用電話)

3 被害状況調査活動の実施

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、全市的な被害の状況を把握するため、災害対策本部の各部、班は直ちに情報収集・被害状況の調査を行い、状況に応じ迅速に応急対策に移行するものとする。

なお、調査対象別担当部署は資料編のとおりとし、調査書記入にあたっては、被害状況判定基準に基づき記入する。

(資料編 5-1 調査対象別担当部署)

(資料編 5-2 被害状況判定基準)

4 被害状況報告

災害情報、被害状況報告は、災害が発生してから応急措置が完了するまで別表の「災害情報等報告取扱要領」に基づき、総務部統括班が別表1及び別表2により空知総合振興局長に報告するものとする。ただし、空知総合振興局に対する連絡がとれない場合は道へ報告するものとし、空知総合振興局及び道への連絡が共にとれない場合は、直接国へ報告し、速やかな情報伝達に努めるものとする。

- (1) 各部長は所管に係る災害状況報告（様式1）及び災害対策活動実施状況（様式3）を総務部統括班、総務部長を経て本部長に報告する。
- (2) 各部長は所管に係る被害状況報告（様式2-1、2-2、2-3）を総務部統括班に報告し、総務部統括班はその情報を集約して、総務部長を経て本部長に報告する。
- (3) 各部長は、災害情報で他の部に関する情報を受理した場合は、速やかに所管部長に報告し調整する。

（資料編 5-3 災害情報等報告取扱要領）

（資料編 5-4 災害情報 空知総合振興局報告用（別表1））

（資料編 5-5 被害状況報告 空知総合振興局報告用（別表2））

（資料編 5-6 災害状況報告 各班用（様式1））

（資料編 5-7 被害状況報告 各班用（様式2-1））

（資料編 5-8 被害状況報告 各班用（様式2-2））

（資料編 5-9 被害状況報告 各班用（様式2-3））

（資料編 5-10 災害対策活動実施状況報告 各班用（様式3））

5 情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2節 災害情報通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ確実に行うための方法については、この計画の定めるところによる。

1 通信手段の確保等

市、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 災害時優先電話の利用（主通信系統）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統として利用するものとし、災害時に一般電話回線が混雑し、発信規制がなされた場合は、防災機関・公共機関としての使命を確保するため、発信規制されず、発信通話が優先的に確保される災害時優先電話を利用するものとする。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

3 専用通信施設の利用（副通信系統）

主通信系統による設備が利用できない状態になった場合における通信連絡は、次の専用通信施設のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

(1) 警察電話による通信

砂川警察署の警察専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(2) 鉄道電話による通信

J R 砂川駅の鉄道専用電話により通信相手機関に最も近い駅、又は保線区から鉄道施設を経て行う。

(3) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社の専用電話により通信相手機関に最も近い営業所、電力所、変電所、電業所等を経て行う。

4 専用無線施設の利用（副通信系統）

(1) 砂川市による通信

砂川市防災行政無線（移動局を含む）を利用して現地情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(2) 消防無線による通信

砂川地区広域消防組合消防本部、署及び消防車に設置の無線を利用して情報収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(3) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

(4) 北海道非常無線通信協議会加入無線局による通信

無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

5 通信途絶時の連絡方法

全域にわたり災害が発生し、上記1、2、3の方途による通信が不可能な場合は、被害情報的確な収集及び伝達を図るため、自動車、オートバイ、ヘリコプターにより連絡員を派遣し口頭又は文書により連絡する等臨機の措置を講ずるとともに、地域のアマチュア無線局組織への協力を要請する等通信の万全を図るものとする。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1) 北海道総合通信局の対応

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 市の対応

市は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 台数

(ウ) 使用目的及び必要とする理由

(エ) 使用場所

(オ) 借受期間

(カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請書の氏名又は名称及び住所

(イ) 希望エリア

(ウ) 使用目的

(エ) 希望する使用開始日時

(オ) 引渡場所及び返納場所

(カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア) に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における住民及び報道機関等に対する災害情報の提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 広報資料の収集要領

災害情報の収集については、本章第1節「情報収集・伝達計画」によるほか、次の方法によるものとする。

- (1) 総務部統括班による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道関係その他関係諸機関取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

2 災害広報及び情報等の提供の方法

市、道及び防災関係機関は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、市及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア 市、道及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、広報車両、郵便局、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせて、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

イ 市、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、市及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

3 市の広報

市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を

適切に提供する。

(1) 災害情報等発表及び広報は、次に定めるところによる。

主管対策部	発表責任者	広報対象	伝達方式
総務部	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	正) 総務部長 副) 統括班長	・住民及び被災者 ・防災関係機関 ・公共的団体 ・関係施設等	北海道防災情報システム、 広報車、広報紙、チラシ等 の印刷物、有線放送、イン ターネット、地デジ広報、 コミュニティFM (エフエ ムなかそらち)、サイレンの
	正) 総務部長 副) 統括班長	本部職員	庁内放送

(2) 報道機関に対する情報発表等

収集した被害状況、災害情報等はその都度報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別及び日時
- イ 災害発生場所、又は地域
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策の状況
- オ 住民及び被災者に対する注意事項及び協力要請内容
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

(3) 住民及び被災者に対する広報内容

住民及び被災者に対する広報は災害の推移をみながら行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- ア 災害に関する情報、注意事項及び協力要請内容
- イ 災害応急対策の状況
- ウ 災害復旧対策の状況
- エ 被災地域を中心とした交通に関する状況
- オ その他必要な事項

4 道及び関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて、道及び関係機関に対し災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

5 被災者相談所の開設

災害現地において被災者相談所（市民部市民対策班）を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

6 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送等を利用して本部職員に周知するものとする。

7 現地合同本部等の広報

現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

(資料編 5-11 広報車一覧表)

8 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、市又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた市又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた市又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要とみとめられる情報
(イ)	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 市又は道は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての市及び道の対応

市及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的の

ために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、住民の生命又は身体を保護するため、必要と認める地域の住民に対し安全地域への避難のための立退きを勧告又は指示、及び避難所の開設については本計画の定めるところによる。

また、生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、保護すること等について定める。

1 実施責任者

災害の危険がある場合に、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のため立退きを勧告し、又は急を要する場合は立退きを指示する。

(基本法第60条：市町村長の避難の指示)

(1) 市長（市民部市民対策班、保健福祉部救護・保健対策班）

(2) 市長から委任を受けた消防吏員

委任を受けた消防吏員が行う場合、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、市民部市民対策班等と緊密な連絡をとらなければならない。

(3) 警察官

市長が指示するいとまがないとき、又は市長から要求があったときは避難のための立退きを指示する。この場合、直ちに市長（総務部統括班）に報告する。

(基本法第61条：警察官等の避難指示等)

また、天災事変等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとることができる。

(警察官職務執行法第4条：避難等の措置)

(4) 知事（その命を受けた道職員等）

災害の発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合及び急を要すると認める場合は、立退きの勧告及び指示を市長に代わって実施する。

(基本法第72条、地すべり等防止法第25条、水防法第22条)

(5) 自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）

(3)の後段であって、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとることができる。

(自衛隊法第94条)

(6) 消防吏員、消防団員

火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

(消防法第28条：消防警戒区域の設定、退去命令及び出入り禁止制限)

2 措置内容

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれが

あると判断される状況に至ったときは、状況に応じ、必要と認める地域の居住者に対し、次の勧告又は指示を行う。

- ア 避難のための立退きの勧告又は指示
- イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ウ 近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示

(基本法第60条)

- (2) 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- (3) 市長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長を通じて知事に報告する。(これらの指示を解除した場合も同様とする。)

3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

市、道（空知総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

市は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(3) 協力、援助

ア 北海道警察

市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)区分の基準

避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告、避難指示(緊急)の発令は、以下の基準を参考に、指定河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、市が発令する。

なお、主要河川における避難等を判断する水位基準は、砂川市水防計画「第3章第2節水防施設」にある各水位観測所の水位基準による。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。

- ア 要配慮者等、特に時間を要するものは、計画された避難場所への行動開始（避難支援者は支援行動を開始）
- イ 上記以外の者は、避難準備開始

区 分		判 断 基 準
水 害	石 狩 川 空 知 川	ア 水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 イ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ウ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	パンケ歌志内川 奈江豊平川 ペンケ歌志内川	ア 水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 イ 水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の（ア）～（イ）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （ア）上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 （ウ）上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	その他の河川	ア 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 イ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
土 砂 災 害		ア 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 イ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される時。
そ の 他 の 災 害		ア 災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象特別警報・警報が発表又は災害が発生するおそれがあるとき。

区 分		判 断 基 準
水 害	石 狩 川 空 知 川	ア 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 イ 水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ウ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	パンケ歌志内川 奈江豊平川 ペンケ歌志内川	ア 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 イ 位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の（ア）～（イ）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （ア）上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 （ウ）上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ 異常な漏水・侵食等が発見された場合

		エ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	その他の河川	ア 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 イ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 エ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
土砂災害		ア 「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ウ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 エ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(3) 避難指示(緊急)

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を直ちに避難させるものである。

なお、事前避難のいとまのない場合は、近隣の安全な場所に緊急避難させること。

区分		判断基準
水害	石狩川 空知川	ア 決壊や越水・溢水が発生した場合 イ 水位観測所の水位が、氾濫危険水位を越えた状態で、水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ウ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
	パンケ歌志内川 奈江豊平川 ペンケ歌志内川	ア 決壊や越水・溢水が発生した場合 イ 水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ウ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
	その他の河川	ア 決壊や越水・溢水が発生した場合 イ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
土砂災害		ア 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 イ 避難勧告発令後、継続して雨が降り続けているとき。 ウ 土砂災害が発生しているとき。 エ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

その他の災害	ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。
--------	--

5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の伝達方法

市長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 指示事項

指示伝達する内容は、概ね次のとおりとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示の理由

イ 避難対象区域

ウ 避難先

エ 避難経路

オ 注意事項

(ア) 避難にあたっては、必ず火気危険物等(器具のスイッチの確認、ガスの元栓の閉め等)の始末を徹底する。

(イ) 避難時の戸締まりをする。

(ウ) 大雨、台風災害に備え家屋の補強、安全な場所への家財道具の移動をする。

(エ) 携行品は、必要最小限とする。

(例：食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急医療品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品等)

(オ) 服装は必要に応じ、帽子、雨合羽、防寒用具等を携行する。

(カ) 避難者は、できるだけ氏名票(住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれても良いもの)を携行する。

(キ) 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

(2) 伝達方法

次に掲げる事項のうち、災害の状況及び地域の実情を考慮し、最も効率的に伝達することができる方法により行うものとする。

ア 北海道防災情報システムによる伝達

イ 避難信号による伝達

水害による避難は、砂川市水防計画に定める水防信号による。

ウ 放送、電話等による伝達

NHK及びエフエムなかそらち等民間放送局に対し、避難勧告又は避難指示(緊急)等を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し、放送するよう協力を求めるとともに、電話・ホームページ等を通じ伝達する。

エ 広報車による伝達

市、消防機関又は警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

オ 個別による伝達

避難勧告、避難指示(緊急)を発令したときが夜間、停電時又は風雨が激しいときで、関係する住民に対して伝達が困難である場合は、市民部市民対策班及び消防団員等で班を編成し個別に伝達するものとする。

6 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 市の対策

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに住宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者の対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、予め定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等への応援を要請する。

7 指定避難所の開設等

市は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、予め指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(1) 避難所

避難所は、大雨、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、大火災などにより、家屋を喪失、若しくは喪失するおそれがある場合に、避難するための施設であり、一時的な避難の場合1人当たり1平方メートル、長期的な避難の場合1人当たり最低限2平方メートルを確保する。

また、避難所指定に当たっては、原則として風水害時は浸水想定区域外の避難所を地震災害時には耐震補強された施設を指定する。

(資料編 4-6 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表)

(資料編 4-7 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図)

(2) 避難所の変更及び新たな指定

避難所が使用不能になった場合、あるいは避難所に受入れきれなくなった場合には、速やかに災害対策本部が状況を判断し、避難所の変更、仮設避難所の設営、若しくは新たに避難所を指定するものとする。この場合、災害対策本部は、最も効率的な方法により、住民に情報の伝達を図るとともに、必要がある場合は、車両等を利用し避難住民を他の避難所へ移送するものとする。

更に要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 避難所における必要物資の調達

避難所生活に必要な食料、生活必需物資については、給食部給食班、保健福祉部救護・保健対策班が、本章第15節「食料供給計画」及び第17節「衣料・生活必需物資供給計画」により調達するが、避難所の設置に伴い必要となる仮設トイレ、暖房用器具等の運営管理に関する物資については、文教部避難所対策班が、市内業者又は「災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定」を締結している業者に依頼し調達するものとする。

8 避難所の運営管理等

(1) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(3) 市は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

(4) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確

保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市に対する助言・支援に努めるものとする。

- (5) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (7) 市及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 市及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする

9 避難誘導

避難住民の誘導は、市民部市民対策班又は警察官等がこの任に当たるものであるが、住民組織等の協力を得て、避難指示(緊急)の伝達、避難者の掌握等を行うものとし、特に要配慮者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。

市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

なお、本部長において必要と認めるときは、車両による集団輸送を行うものとする。

10 主要避難路の確保

住民等の避難にあたっては、市民部市民対策班、建設部土木班が、警察署の協力を得て、主要避難路の安全確保に当たる。

(資料編 5-12 主要避難路図)

11 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができな

い被害者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1.2 帳簿類の整備

運営管理者は、避難所における受入状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿を備えておくものとする。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 避難所収容者名簿 | (資料編 5-13 避難所収容者名簿) |
| (2) 避難者世帯簿 | (資料編 5-14 避難者世帯簿) |
| (3) 避難所収容台帳 | (資料編 5-15 避難所収容台帳) |
| (4) 避難所用物品受払簿 | (資料編 5-16 避難所用物品受払簿) |
| (5) 避難所設置及び収容状況 | (資料編 5-17 避難所設置及び収容状況) |

1.3 避難状況等の報告

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令及び避難所の開設をした場合は、直ちに次の事項を空知総合振興局に報告するものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

- ア 発令者
- イ 発令の理由
- ウ 避難対象区域
- エ 発令日時
- オ 避難先

(2) 避難所の開設

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 受入状況及び受入人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込

1.4 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 市長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めることができる。

イ 道内広域一時滞在为協議する場合、市長は、予め空知総合振興局長へ報告する。

ただし、予め報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する
ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 市長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ 道外広域一時滞在进行を協議する場合は、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。

ただし、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

ウ 知事は、市長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

エ 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 市長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知する。

カ 市長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

市及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

15 費用及び期間

被災者の避難のため費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第5節 応急措置実施計画

市の区域に災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、関係法令及び本計画の定めるところにより、市長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者は、所要の措置を講じ、また、市長は、必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

応急措置の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
(基本法第62条第1項及び同条第2項：市町村の応急措置)
- (2) 消防長又は消防署長等
(消防法第29条：消防対象物等の使用、処分または、使用の制限)
(基本法第76条の3第4項：通行禁止区域等における車両等の移動措置命令等)
- (3) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等
(水防法第24条：居住者等の水防義務)
(水防法第26条：決壊後の処置)
- (4) 警察官（基本法第63条第2項：市町村長の警戒区域の設定権等）
(基本法第64条第7項：応急公用負担等）
(基本法第65条第2項：住民等に対する緊急従事指示等）
(基本法第66条第1項：災害時における漂流物等の処理）
(基本法第76条の3第1項：通行禁止区域等における車両等の移動措置命令等)
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
(基本法第63条第3項：市町村長の警戒区域の設定権等）
(基本法第64条第8項：応急公用負担等）
(基本法第65条第3項：住民等に対する緊急従事指示等）
(基本法第76条の3第3項：通行禁止区域等における車両等の移動措置命令等)
- (6) 北海道知事（基本法第70条：都道府県の応急措置）
- (7) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
(基本法第77条：指定行政機関の長の応急措置)
- (8) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
(基本法第80条：指定公共機関等の応急措置)
- (9) 北海道公安委員会
(基本法第76条第1項：災害時における交通の禁止及び制限)

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生した場合は、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

また、応急措置等をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、関係

機関等の協力を求める。

(1) 警戒区域の設定

市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本市の区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有等に対する通知

市長は、当該土地、建物その他の工作物（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を砂川市公告式条例を準用し、掲示する等の措置をとらなければならない。

(ア) 名称又は種類

(イ) 形状及び数量

(ウ) 所在した場所

(エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずるべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

市長は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ必要な措置をとらなければならない。

(4) 北海道知事に対する応援の要求等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(基本法第68条第1項)

(5) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。(基本法第67条第1項)

イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

市長は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、本市地域内の住民又は、当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第 65 条第 1 項)

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりである。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため、応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため、応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領

- (1) 市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（空知総合振興局長）に要請を要求する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を要求し、速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法
- カ その他参考資料となる事項

(資料編 5-18 自衛隊派遣要請書)

- (2) 市長は人命の緊急救助に関し、知事（空知総合振興局長）に要求するいとまがないとき又は通信途絶等により知事（空知総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に災害派遣の要請を通知することができる。

その際、市長は必要に応じてその旨及び市域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

ただし、この場合、速やかに知事（空知総合振興局長）に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

3 担当部及び要請先

災害派遣要請は総務部統括班が担当し、関係書類の提出先は空知総合振興局地域創生部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊滝川駐屯地第10普通科連隊第3科（電話 0125-22-2141）とする。

4 派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ準備の確立

空知総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置をする。

ア 派遣部隊の宿泊所及び車両及び機材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせるものとする。

ウ 応援を求める作業の内容、所要人員及び機材等の確保その他必要事項について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとする。

イ 北海道知事（空知総合振興局長）への報告

総務部統括班は、派遣部隊到着後必要に応じて、次の事項を知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

（ア）派遣部隊の長の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）到着日時

（エ）従事している作業の内容及び進捗状況

（オ）その他参考となる事項

5 自衛隊の支援活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者の捜索活動

(4) 水防活動

(5) 消防活動

(6) 道路又は水路の啓開

(7) 応急医療、救護及び防疫

(8) 人員及び物資の緊急輸送

(9) 炊飯及び給水

(10) 物資の無償貸付又は譲与

(11) 危険物の保安及び除去

(12) その他

6 自衛隊への情報提供

市長（総務部統括班）は、災害派遣時における自衛隊の支援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害情報の提供に努めるものとする。

7 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つかとまがない場合は、自主的に部隊を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率

的な救援活動を実施するよう努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機事故などの発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

8 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書をもって知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

(資料編 5-19 自衛隊災害派遣撤収要請書)

9 経費

- (1) 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊の防災活動に要する次の費用は、市において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汲み取り料
- (2) その他必要な経費については、自衛隊及び本市において協議の上定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設及び設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策等を円滑に実施するための広域応援・受援対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節の14による。

1 道及び他市町村等に対する応援要請

地震等による大規模災害が発生し、円滑に応急対策又は災害復旧を実施するうえで必要があると認めるときは、道に応援を要請するほか、他の市町村との相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、市は道及び他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他市町村の応援の受入れ体制を確立しておくものとする。

(資料編 その他関係資料 砂川市における防災関係の協定締結一覧)

(1) 要請の決定

各班長は、道及び他の市町村等に応援を要請する必要がある場合は、総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定する。

(2) 要請の手続き

要請の手続きは、次の事項を明らかにし、電話等の通信手段及び文書をもって行うものとする。

ア 応援を要請する理由

イ 応援を要請する内容

ウ 応援を必要とする期間

エ 前各号に掲げるもののほか応援要請に必要な事項

(3) 応援派遣職員の指揮等

応援派遣職員の指揮は、直接関係部があたるものとするが、常に活動の状況については、総務部長を通じ本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

なお、応援派遣職員の宿舎等、受入れに必要な事項は、総務部統括班が担当する。

2 道に対する応援要請

市単独では、十分な救援等の応急対策を実施することができない場合は、空知総合振興局(地域創生部地域政策課)を通じて道に応援を要請する。

連絡先 電 話 0126-20-0033

北海道総合行政情報ネットワーク 5-6450-2191

3 消防機関の措置

(1) 消防機関は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の援助等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとする。

- (2) 消防機関は、他の消防機関の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入れ体制を確立しておくものとする。
- (3) 消防応援活動を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 国からの派遣等受入れ体制の確保

大規模自然災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、市町村が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入れ体制を確保する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時における北海道消防防災ヘリコプター等の活用に関する事項は、この計画に定めるところによる。

1 北海道消防防災ヘリコプター等の要請

(1) 要請の要件

災害が発生し、迅速かつ的確な災害応急対策のために必要がある場合、市長（総務部統括班）は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対し、防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

- ア 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- イ 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他北海道消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

市長（総務部統括班）から知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害の発生日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離発着場の所在及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

（資料編 5-20 消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー）

（資料編 5-21 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票）

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

T E L : 011-782-3233

F A X : 011-782-3234

北海道総合行政情報ネットワーク番号 5-6210-39-897 5-6210-39-898

(4) 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

（資料編 5-22 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書）

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の偵察、情報収集

- イ 救急物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者（原則、医師が同乗）、医師等の搬送
 - イ 医療機関への転院搬送
- (3) 救助活動
 - ア 被災者の救助、救出
- (4) 火災防衛活動
 - ア 空中消火
 - イ 偵察・情報収集
 - ウ 消防隊員、資機材等の搬送
- (5) 広域航空消防防災応援活動
 - 大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合
- (6) その他（消防防災ヘリコプターによる活動が有効であると認める場合）

3 市の対応等

市長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、本章第14節「輸送計画」により離着陸場を確保し、ヘリコプターの離発着時に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第9節 救助救出計画

災害時によって、生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出活動については、本計画の定めるところによる。

なお、市をはじめとする関係機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任者

(1) 市長（救助法を適用された場合を含む。）は、消防署、警察署等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に受入れする。

また、市の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等の応援を求めることとする。

(2) 市長は、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

2 救助救出活動

市及び消防署、警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救助救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(1) 救出方法

被災者の救出は、災害の状況に応じ、保健福祉部救護・保健対策班、消防機関、警察官、自衛隊、地域住民等の協力を得て迅速に救出活動を行うものとする。

(2) 他機関への応援協力要請

応援協力要請は、災害状況に応じ本部長が判断し、担当部局から要請するものとする。

総務部統括班一道、他市町村、警察、自衛隊

消防署－北海道広域消防相互応援協定による要請

(3) 市内応援協力体制の確立

災害時における被災者救出作業は、人命にかかわる重要な業務であることから、他の全ての応急作業に優先して実施できるよう各部において、随時、応急作業及び職員の状況を掌握しておくものとする。

(4) 救出対象者

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

- ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合
- エ 山崩れ、地滑り等により生埋めになった場合
- オ その他列車、自動車等の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 費用及び期間

被災者の避難、救出のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第10節 医療救護計画

災害時において、医療機関の機能が失われ又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱したため、被災地の住民が医療を受けることができない場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ的確な応急緊急医療措置を実施し、医療救護に関し万全を期すための対策は、この計画の定めるところによる。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、災害の状況に応じて編成する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - ア トリアージ
 - イ 傷病者に対する応急処置及び医療
 - ウ 傷病者の医療機関への搬送支援
 - エ 助産救護
 - オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - カ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - ア 傷病者に対する精神科医療
 - イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 実施責任者

医療救護は市長（医療部医療班、保健福祉部救護・保健対策班）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

3 医療救護の対象と範囲

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療を受けることができない者及び災害発生後7日以内の分娩者で災害のため助産の手段を失った者とする。

なお、集団的に多数の死傷者とは、概ね50人以上に及ぶ災害とする。

(2) 対象者の把握

対象者の把握は所管の如何を問わず、できる限り迅速かつ正確に把握し市長に通知するものとする。

通知を受けた市長は直ちに救護に関し、医師、薬剤師、看護師等の派遣要請、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

(資料編 5-23 救護医療対策業務の大綱一覧)

(資料編 5-24 市内医療機関一覧)

4 応急救護所の開設

応急救護所は、市立病院を原則とするが、災害の状況によっては、避難所及びふれあいセンター等を臨時の応急救護所として指定し、被災者の救護医療を行う。

5 医師会に対する出動要請

(1) 市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、空知医師会砂川部会に対し出動要請を行う。

(2) 出動要請を行う場合にあつては、次の項目を通知するものとする。

ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ 出動の時期及び場所

ウ 出動を要請する人員及び資機材

エ その他必要な事項

(3) 市長は、災害による傷病者が市内の医療関係者のみでは診療不可能であると判断したときは、「中空知地域救急医療相互応援協定」に基づき、近隣市町村の医師会の出動を要請する。

6 医薬品等の確保

市長は、医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保については、市内薬品等の取扱業者から調達するものとするが、その調達が困難な場合は、知事に対し、斡旋及び提供を要請するものとする。

7 関係機関の応援要請

市長は、災害規模等必要に応じ知事に対し次の関係機関に応援要請を行う。

(1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）

(2) 患者輸送（北海道、北海道警察、陸上自衛隊）

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援

8 医療部医療班の活動状況等の記録

医療部医療班の活動状況は、次の実施状況について記録しておかなければならない。

(1) 病院診療所医療実施状況

(2) 助産台帳

(資料編 5-25 病院診療所医療実施状況)

(資料編 5-26 助産台帳)

9 災害通報伝達及び傷病者の把握

(1) 災害通報伝達

通信連絡体制及び方法については、本章第2節「災害情報通信計画」による。

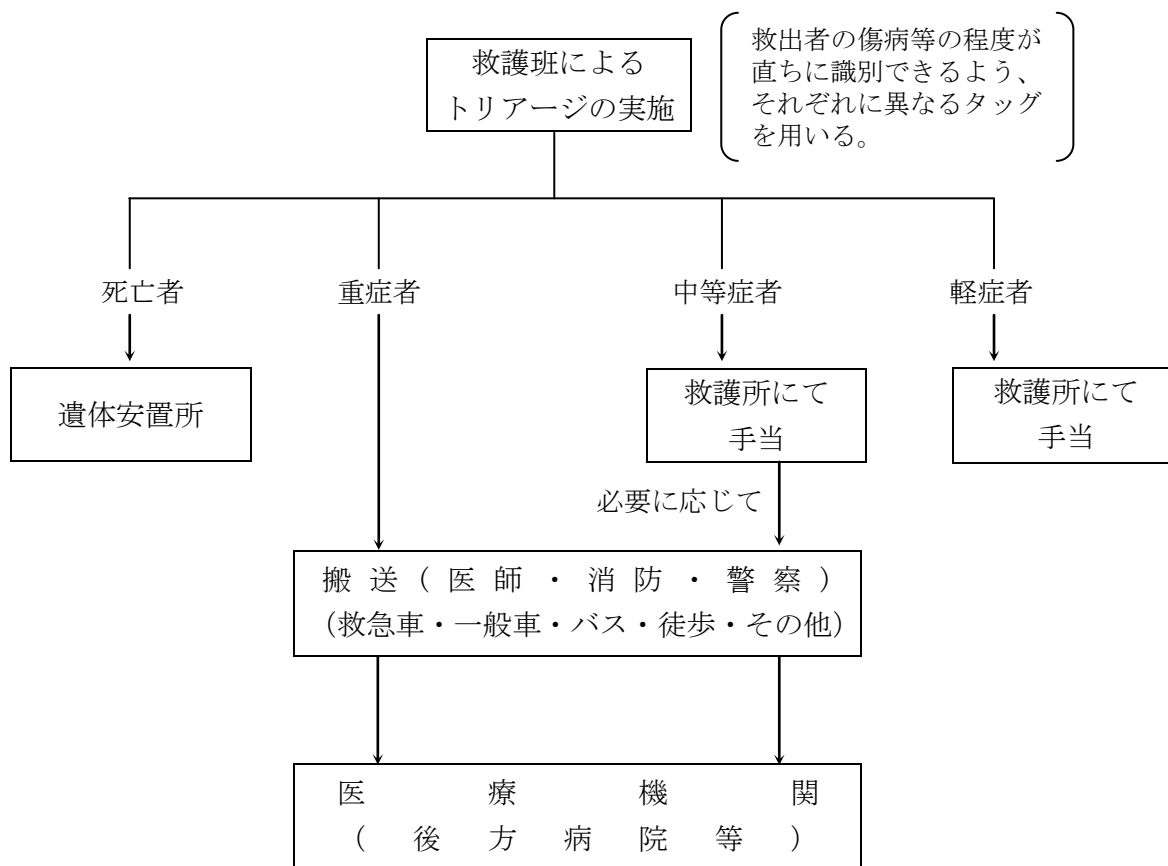
なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

(2) 傷病者の把握

傷病者の把握にあたっては、救急状況調書を作成の上、記録集計表に記載するものとする。

(資料編 5-27 救急状況調書、記録集計表)

(3) 傷病者等の搬送系統



(資料編 5-28 トリアージ・タグ)

10 輸送体制の確保

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT)

救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(2) 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防署が実施する。

ただし、救急車両が確保できないときは、市、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所

有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(3) ドクターヘリの受入れ体制の確保

市はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入れ体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1.1 経費の負担及び損害賠償

(1) 経費の負担区分

緊急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 砂川市

市が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは救助法の規定に準じた額による。

また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、また救急医療活動のため出動した医師にかかる物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償する。

1.2 臨時の医療施設に関する特例

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の防疫及び防疫活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における防疫活動は、市長（市民部市民対策班）が、知事の指導、指示に基づき実施する。

なお、被害が甚大で市長のみで実施が困難なときは、知事の応援を得て実施する。

2 防疫班の編成

(1) 被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、市民部市民対策班が防疫班を編成する。

(2) 防疫班は、防疫清掃活動及びその指導にあたる。また、必要に応じて臨時作業員等のほか、町内会等の協力を得て対策にあたる。

3 防疫の種別及び方法

(1) 被災地の消毒方法等

ア 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難所の便所その他不潔な場所の消毒を随時実施する。

ウ 井戸の消毒を実施する。

エ 状況によって、ねずみ・昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施する。

(2) 家屋等の消毒等

浸水地域に対しては、被災直後各戸にクレゾール、消石灰等の消毒剤を配布し、床及び壁の洗浄、便所の消毒並びに汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行うものとする。

(3) 検病、検水調査及び健康診断

避難所、浸水地域等で感染症の発生が予想される危険地帯については、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）の協力を得て検病、検水調査及び健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

被災地における伝染病の発生を予防するため、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）の指導により、種類、対象及び期間等を定めて臨時予防接種を実施するものとする。

4 感染症患者等の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保持者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）と速やかに連携して対応するものとする。

5 防疫用資機材の調達

防疫を行うにあたり、市が保有する消毒材等の防疫用資機材が不足した場合は、空知

総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）又は隣接市町村等より借用するものとする。

6 家畜、畜舎等の防疫

被災地における家畜は、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

第12節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（砂川警察署）の諸活動は、北海道地域防災計画によるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害時における警備体制の確立

砂川警察署長（以下「警察署長」という。）は、管内の状況に応じて必要と認めたときは、所定の必要な警備体制をとるものとする。

3 気象等特別警報・警報・注意報並びに災害情報等

- (1) 警察署長は、市等の関係機関と気象等特別警報・警報・注意報並びに災害情報等の伝達に関して、平常時より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- (2) 警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するとともに、警察署長に報告するものとする。

4 事前措置に関する事項

- (1) 警察官の出動要請
市長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。
- (2) 事前措置
警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき、事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとし、市長は当該措置の事後処理を行うものとする。

5 災害情報収集に関する事項

- (1) 警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害活動上必要な情報を収集するとともに、収集した情報を市長及び防災関係機関と共有するものとする。
- (2) 警察署長は、災害状況を的確に把握するため本部に連絡員を常駐させる等の措置を講ずるものとする。

6 災害広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について、警察措置上必要な事項の広報を行うものとする。

7 避難に関する事項

(1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により、避難の指示又は警告を行う場合は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。

ただし、災害の種別、規模、様態、現場の状況等により、本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合、当該避難先を借り上げ、給食等は市長が行うものとする。

(2) 市長は、警察署長又は警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条の規定に基づく避難の指示について、適切な措置を講ずるものとする。

なお、避難の誘導に当たっては、市、消防署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

8 救助に関する事項

警察署長は、市長と協力し被災者の救出及び負傷者、病気にかかった者の応急的救護並びに遺体の見分に努めるとともに、状況に応じて市長の行う災害応急活動に協力するものとする。

9 応急処置に関する事項

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知するものとし、市長は当該措置の事後処理を行うものとする。

10 災害時における通信計画

警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対して、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設又は資材の配備について、北海道警察各部とあらかじめ打ち合わせを行うなど、通信連絡の確保を図るものとする。

11 交通規制に関する事項

(1) 警察署長の行う交通規制

警察署長は、市内の道路について、災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。ただし、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

第13節 交通応急対策計画

災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市

市長（建設部土木班）

市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を明確に指示し、交通の確保に努めるものとする。（道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項及び第47条の4第1項）

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

(2) 市消防本部

ア 消防職員は警察がその場にはいない場合に限り、交通禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

（基本法第76条の3第4項）

イ 消防職員は、前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第4項）

(3) 砂川警察署

ア 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいて、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（基本法第76条第1項）

イ 通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。（基本法第76条の3第1項）

ウ 前記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手側が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第2項）

(4) 札幌開発建設部滝川道路事務所

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。（道路法第46条第1項及び第47条の4第1項）

(5) 札幌建設管理部滝川出張所

道道（指定区間内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。（道路法第46条第1項及び第47条の4第1項）

また、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市長等の要請に基づき、斡旋及び調達を行うものとする。

(6) 自衛隊

ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。（基本法第76条の3第3項）

イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第3項）

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び砂川警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

ア 破損し、又は通行不能となった道路の路線名及び区間並びに迂回路を設定できる場合は、その路線名、分岐点及び合流点。

イ 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無。

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び砂川警察署は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び砂川警察署は、交通規制により通行の禁止又は制限を行ったときは、防災関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域内又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

砂川警察署は緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

空知総合振興局長又は砂川警察署は、総合振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

ア 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- a 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他被災地域における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

イ 通行禁止又は制限から除外する車両

市（建設部土木班）は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、砂川警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

ウ 事前届出制度の普及等

市は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

(3) 放置車両対策

ア 砂川警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う

ものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

※ 砂川市耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

（資料編 5-29 緊急輸送道路図）

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、住民の避難並びに災害応急対策要員の移送及び救援並びに救助のための資機材及び物資の輸送（以下「災害時の輸送という。」）を迅速かつ確実にを行うために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における輸送は、市長（各災害応急対策を担当する各班とし、車両の確保、配車は、総務部総務班とする）が実施する。

救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が実施する。

2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち迅速かつ確実に最も適当な方法によるものとする。

(1) 道路輸送

ア 輸送路の確保

輸送路を確保するため、建設部土木班は、警察署、道路所轄機関の協力を得て、輸送路における障害物の除去等を行い、路線の安全確保を図る。

イ 車両の確保

(ア) 各部は、各班ごとの必要車両を掌握し、総務部総務班に配車の要請をする。

(イ) 総務部総務班は、市が所有する車両を各部の要請に基づき、効率的に配車を行う。

(ウ) 総務部総務班は、災害の規模等により、市が所有する車両のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、民間車両の借り上げ又は自衛隊等の機関へ要請する。

(資料編 5-30 公用車両一覧表)

(2) 空中輸送

ア ヘリコプター輸送

交通が途絶し、緊急に輸送の必要性が生じたときは、本章第8節「ヘリコプター等活用計画」により、総務部統括班は、北海道防災航空室にヘリコプターの派遣を要請する。

イ 輸送方法

砂川市場外離着陸場（西豊沼231番地6）をヘリコプター輸送の拠点とし、物資の輸送を行う。

ただし、市内の輸送路が寸断され交通が途絶している場合及び特に緊急を要する場合は、臨時着陸場を利用して緊急輸送を行う。

(資料編 5-31 ヘリコプター臨時着陸場)

3 輸送の範囲

(1) 被災者を避難させるための輸送

(2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送

- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) 遺体の捜索及び処理のための輸送
- (7) その他本部長が必要と認めた輸送

4 輸送の記録

各部において輸送を実施した場合は、輸送記録簿により記録しておかなければならない。

(資料編 5-32 輸送記録簿)

第15節 食料供給計画

災害時における、被災者及び応急対策従事者等に供給する食料の確保と手続き等については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（給食部給食班）

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

2 給食供給の対象者

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 災害応急作業に従事する者

3 食料供給品目

食料の供給は、原則として米穀とし、大規模な災害により炊き出しができない場合は、実情に応じパン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

4 食料の調達方法

(1) 市

市は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び供給を次により調達するものとする。

また、市において調達が困難な場合には、その確保について、空知総合振興局長を経由して知事に要請する。

ア 米穀の調達

炊き出し用の米穀の調達は、市内米穀販売店より調達するものとする。

イ 炊き出し以外の食料の調達

炊き出しによる食料供給ができない場合は、被災者等に対しておにぎり及びパン等の食料を供給するものとする。

ただし、食料の調達については、市内業者に依頼することを原則とするが、災害により市内業者において製造が不可能な場合は、食料供給協定を締結している他市町村に製造工場又は、チェーン店を有する食品販売業者に依頼するものとする。

ウ 乳児食の調達

乳児に対する給食は、実情に応じて市内業者及び協定締結業者から調達するものとする。

エ 他市町村との災害応急対策活動の相互応援に関する協定に基づく食料調達の要請

炊き出し及び、炊き出し以外の食料調達ができない場合は、本部長が判断し、総務部統括班が、他市町村等へ災害応急対策活動の相互応援に関する協定に基づき食料の調達を要請するものとする。

なお、協定市町村、協定内容については、本章第7節「広域応援・受援計画」を参照のこと。

(2) 北海道

知事は、市から要請があったときは、食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政策対策本部（内閣府）に対し、食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。

その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省政策統括官と協議の上、政府所有米穀を応急用米穀として確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

(3) 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

5 炊き出しの方法

被災者に対する炊き出し及び給与は、給食部給食班が、文教部避難所対策班、町内会、女性団体、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

(1) 炊き出し施設

砂川市学校給食センターとする。

ただし、上記で不足の場合は、避難所等の炊き出し可能な施設を利用する。

(2) 副食及び調味料は、必要に応じ最寄りの市内業者より調達する。

6 食料の輸送

供給協定において規定する外は、本章第14節「輸送計画」の定めるところによる。

7 食料の供給

(1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において供給する。

(2) 給食を必要とする自宅残留者等については、町内会ごとに指定している避難場所において供給する。

(3) 食料の供給については、町内会、ボランティア等の協力により公平且つ円滑に実施する。

8 費用及び期間

食料の調達に係る費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

9 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、炊き出し等給与状況簿により記録しておかなければならない。

(資料編 5-33 炊き出し等給与状況簿)

第16節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇し、若しくは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要な最少限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項については、中空知広域水道企業団が定める「危機管理マニュアル・災害・事故対策計画」によるものを基本として、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、市長（建設部給水・下水道班）が中空知広域水道企業団（以下「企業団」という。）企業長へ要請し、市と企業団が共同で実施する。給水・下水道班は企業団災害・事故対策本部員と相互連絡を密にし、給水に万全を期するものとする。

また、救助法が適用された場合は、知事の委任により実施する。

なお、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（一人当たり1日概ね3リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 給水対象者

- (1) 災害のため飲料水を得ることができない者。
- (2) 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、住民情報等をもとに決定する。

3 給水方法

中空知広域水道企業団が定める災害・事故対策計画に基づき給水を行う。

- (1) 水道施設に被害のない場合

給水タンク又は給水用機材によって給水する。

- (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、給水タンク又は給水用機材により搬送給水する。

- (3) 上水道施設全部が被災した場合

近隣市町に要請して飲料水の供給を受ける。

また、搬送給水は、給水タンクによるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

4 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、消火栓、医療施設、避難所等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

5 応援の要請

市長からの要請を受けて企業長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は道へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員若しくは給水用機材の応援を要請するものとする。

6 住民への周知

災害時における給水情報等については、給水時間、給水場所等を総務部統括班と連携し、事前に住民に周知するものとする。

第17節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する衣料・生活必需物資の供給確保については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市

救助法が適用された場合の被災者に対する衣料・生活必需物資の供給は、市長（保健福祉部救護・保健対策班）が知事の委任により実施する。

なお、救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長が行うものとし、物資の調達に困難なときは知事に斡旋、調達を要請するものとする。

(2) 北海道

知事は、災害時における災害救援用物資について、市長の要請に基づき、斡旋及び調達を行う。

また、市における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めると、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

2 実施の方法

(1) 救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。

(2) 市長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。

ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。

イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と思われる者。

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとする。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身の回り品（タオル、手拭、靴下、かさ等）

オ 炊事道具（なべ、包丁等）

カ 食器（茶わん、皿、はし等）

キ 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）

ク 光熱材料（マッチ、ローソク等）

4 衣料・生活必需物資の調達先

衣料・生活必需物資の調達は、原則として市内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。

なお、市内において調達が困難な場合は、「災害時における応急対策用生活必需物資供給に関する協定」、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、義士友好親善都市間における「災害応急対策活動の相互応援協定」に基づき必要な物資を調達するものとする。

また、これらの方法による調達が困難であると本部長が判断した場合は、本部長が、道に物資の斡旋、調達を要請するものとする。

5 要配慮者への配慮

生活必需物資の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

6 給与又は貸与の方法等

(1) 給与又は貸与の方法

救援物資の給与又は貸与は、各町内会長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与にあたっては、物資受払簿及び物資給与受領簿を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

(資料編 5-34 物資受払簿)

(資料編 5-35 物資給与受領簿)

7 費用及び期間

衣料・生活必需物資の給与又は貸与についての費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、市長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

2 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。

市においては、総務部統括班を中心に、関係する各部各班と連携して石油類燃料の確保を行う。

また、空知地方石油業協同組合との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

(2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社は、次の対策を講ずる。

(1) 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって応急対策を講ずる。

なお、停電状況及び復旧見込等を市又は報道機関及びインターネットホームページを通じて速やかに周知を図る。

(2) 市

市は、北海道電力株式会社からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（空知総合振興局長）へ派遣要請を依頼する。

2 広域停電対策

本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、北海道電力株式会社は復旧に全力をあげるとともに、市は、北海道電力株式会社、道、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

(1) 活動体制の確立

ア 通報・連絡

北海道電力株式会社は、本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに当該市町村へ連絡する。

イ 活動体制の確立

(ア) 市の活動体制

- a 市内において広域停電事故等が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、市長は必要に応じて災害対策本部等の設置を行う。
- b 総務部統括班は、災害対策本部等を設置したときは、関係部・班にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。
- c 総務部総務班は、庁舎機能の確保及び情報システムの保全に努める。
- d 市民部市民対策班は、信号機の停止等に対処するため、砂川警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。
- e 災害対策本部が設置された場合、本章の必要な応急対策に基づき、各部各班による応急救助等の対策を実施する。

(イ) 北海道電力株式会社の活動体制

- a 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、北海道電力株式会社の「防災業務計画」等に従い、迅速に復旧対策を行う。
- b 北海道電力株式会社は市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

(2) 市の情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合、市が行う被害情報等の収集・伝達体制は以下のとおりとする。

ア 市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、北海道電力株式会社に情報を提供する。

同時に北海道電力株式会社からも、収集している情報を入手する。

イ 総務部統括班は、関係機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

(3) 災害広報対策

ア 北海道電力株式会社は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にした上で情報提供を行うとともに、適切に対応する。

イ 総務部統括班は、本章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、北海道電力株式会社より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。

ウ 北海道電力株式会社は、市及び道と連携し、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どの地区で、どの程度）等をテレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ、広報車等を通して住民に伝達する。

(4) 被災者救出活動

ア 救助救出活動

総務部統括班は、消防機関等からの連絡等により、被害状況を的確に把握し、救助体制及び避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

イ 救急活動

総務部統括班は、市内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受入れ状況を確認する。

(5) 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、自家発電設備等を設置した公共施設を避難所等として開設し、避難者を受入れる。

避難所等の開設及び管理運営は、本章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 応急対策

ガス事業者は、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

(1) 非常災害の事前対策

ア 情報連絡

(ア) 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

(イ) 災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて、関係各係と確認しておく。

イ 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対する下記事項の啓発宣伝を行い事故防止に努める。

(ア) ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。

(イ) 災害の発生が予想されるときは前もってメーターコックの閉止をする。

(2) 災害発生時の対策

災害発生時において、市は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、消防署、警察署と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 上水道

(1) 実施責任者

水道事業者（中空知広域水道企業団）

(2) 応急復旧

水道事業者は、大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。

ア 施設の点検、災害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請するものとする。

エ 被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努めるものとする。

2 下水道

(1) 実施責任者

市長（建設部給水・下水道班）

(2) 応急復旧

ア 施設の点検、災害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請するものとする。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（しゅんせつ）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努めるものとする。

オ 処理場への流水水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

カ 被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努めるものとする。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、市、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、(2)に準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

第23節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民生活の安全の確保を図るために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、総務部統括班が知事に対し、支援を要請するものとする。

2 危険度判定の支援

知事は、市長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣を依頼するものとする。

3 判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表に記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより表示するものとする。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

- (1) 宅地にかかる被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の整備に努めるものとする。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（建設部建築住宅班）が行う。

ただし、救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については、原則として知事が行うが、知事から委任を受けた場合は、市長（建設部建築住宅班）が行うものとする。

2 応急仮設住宅の建設

市長は、災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ応急仮設住宅を建設するものとする。

(1) 入居対象者

入居者は、次の条件に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親家庭、高齢者、身体障がい者、病弱者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長が行う。

ただし、選定にあたっては、高齢者、身体障がい者などの要配慮者を優先する。

(3) 建設戸数

道は、市長からの要請に基づき、設置戸数を決定するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

ア 建設場所の選定

建設場所の選定は、被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水、保健衛生的環境、交通の便、教育等の問題等を考慮し好適な場所を選定する。

なお、市は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

イ 建設着工

原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

ウ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 規模

応急仮設住宅の標準規模は、一戸当たり平均29.7平方メートルとする。

(イ) 構造

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりである。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施するものとする。

(ウ) 存続期間及び費用

存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約締結）を完了した後、3カ月以内であるが特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

3 平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規程の適用の除外措置があることに留意する。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない状態にある者であること。

(2) 応急修理の実施等

応急修理の対象世帯、範囲及び期間等は、救助法及びその他関係法令の定めるところによる。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1カ月以内に完了する。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

5 応急仮設住宅台帳等の記録

応急仮設住宅を建設した場合は応急仮設住宅台帳に、また応急修理を行い被災者を入居させたときは住宅応急修理記録簿に、記録しておかなければならない。

(資料編 5-36 応急仮設住宅台帳、住宅応急修理記録簿)

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場

合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(イ) 市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理する。

ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って、市に譲渡し、管理は市が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準による。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること

(イ) 月収 214,000 円以下（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円）

で事業主体が条例で定める金額を超えないこと

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3

ただし、激甚災害の場合は 3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

7 施工及び資材の調達

建設等の施工及び資材の調達は、原則として市内の業者より選定して行うものとする。

また、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第25節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、流木等で住民生活に著しい支障を与えるとされる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害によって生じた障害物の除去は、市長（建設部土木班）が実施する。

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

(1) 道路及び河川の障害物

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して交通の安全と確保を図るものとする。

(2) 鉄道等の障害物

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他法律により施設の所有者が行うものとする。

2 障害物の除去対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。

(3) 河川における障害物の除去は、河川の流水をよくし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 障害物の除去方法

(1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力、応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。

(2) 除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の保管

除去した障害物等の内、保管を必要とするものについては次の要領により行う。

(1) 保管方法

ア 障害物の保管には、人命、財産等に再び被害をもたらさない安全な場所を選定する。

イ 交通の障害にならない場所を選定する。

ウ 盗難の危険性のあるものは、管理が行える場所を選定する。

エ 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間、市の公告式条例により公示する。

(2) 障害物の処分

保管した工作物等が滅失、破損するおそれや保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、売却し代金を保管する。

5 除去した障害物の集積場所

(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。

(2) 市は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」により措置する。

第26節 文教対策計画

災害の発生に伴い、学校施設に被害があり通常の教育に支障をきたした場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小、中学校における応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市長及び教育委員会（文教部文教班）が行う。
- (2) 各学校の災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置を講ずるものとする。

ア 休校の基準

- (ア) 災害が校区の大半を占め、児童生徒の登校が不能の場合
- (イ) 学校の大部分、又は全部が被災し授業を開始することができない場合
- (ウ) 学校保健法第13条の規程により、休校が適当と認められる場合

イ 授業開始後の措置

授業開始後において、休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させ、災害の状況に応じて、低学年にあっては教師の付き添い下校、又は父母の引き取り下校等の措置を講ずるものとする。

ウ 休校の周知方法

教育委員会は、市の災害対策本部及び道教育委員会、各報道機関等に休校内容を報告するとともに、直ちにその旨を学校と連携を図り、電話、広報車その他の確実な方法で児童生徒に周知徹底させるものとする。

(2) 学校施設の確保

市長及び教育委員会は、学校、その他の文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見と施設の整備、改善を図る。

授業実施のための校舎等の施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、概ね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育館等を利用する。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

隣接する学校又は公共施設を利用するものとする。

利用する施設がない場合は、仮校舎、仮運動場を建設する等の対策を講ずるものとする。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の災害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と密接な連

絡を取り、教職員の確保に努めるものとする。

(4) 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

3 応急教育

(1) 災害の状況に応じて特別教育計画を立て、授業の確保に努める。

休校が長期になる場合は、家庭学習等の指導を行う。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に十分留意する。

ア 教科書、学用品などの損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

イ 学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化と児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じて、通学の安全に遺漏のないよう指導する。

エ 学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導及び管理に注意するとともに、避難受入が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

4 学用品等の給与

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない教科書又は学用品を破損若しくは喪失し、かつ物品販売機構等の一時的混乱により直ちに入手できない状態にある児童生徒に対する用品の給与は、知事の委任を受けて市長が行う。

(1) 給与対象者

次の各号のいずれにも該当する者。

ア 災害によって住家に被害を受けた児童生徒（住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水）

イ 教科書及び学用品がなく、就学に支障ある児童生徒

(2) 給与品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 給与方法

文教部は、学校長と綿密な連携をとり、給与対象となる児童生徒の調査、把握を行って購入及び配分計画をたて、必要学用品は学校を通じて給与する。

(4) 給与の記録

学用品の給与をした場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 5-37 学用品の給与状況)

5 学校給食対策

(1) 給食施設が被災したときは、できる限り応急修理に努め、給食の継続を確保するものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、給食の継続に支障をきたさないよう関係機関と連絡の

上応急調達に努めるものとする。

- (3) 衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場及び便所は、常に清潔にして随時消毒をする。
- (2) 校舎の一部を避難所として使用し、授業を継続する場合は、避難所との間をできるだけ隔絶するものとする。
- (3) 避難所としての使用が終了したときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を行う。

7 史跡の保全

被災地域における記念碑等の史跡保全について、その所有者及び管理者が適切な措置を講じ、保全と復旧に努めるものとする。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害によって行方不明となった者の捜索、遺体に関する処理及び埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬等については、市長（保健福祉部救護・保健対策班、消防機関）、警察官がそれぞれ協力して実施し、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

行方不明者の捜索は、保健福祉部救護・保健対策班、消防が警察と協力し、住民組織等の応援を得て捜索班等を編成し、実施するものとする。

(3) 応援要請

本市において被災し、行方不明者が流失により他の市町村に漂着をしていると考えられる場合において、関係市町村に対して捜索を依頼するときは、次の事項を明示して応援を要請する。

ア 行方不明者が埋没、または漂着していると思われる場所

イ 行方不明者の人数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察に届け出るものとし、検視後、その処理に当たるものとする。

4 遺体の収容及び処理

遺体の収容処理は、保健福祉部救護・保健対策班が必要に応じて消防、医療部、医師会等の協力を得て実施する。

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族が遺体の処理を行うことができない者

(2) 遺体の収容及び処理

ア 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物又は公園その他の

遺体の収容に適切な場所)に安置し埋葬の処理をするまで保存するものとする。

ウ 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行うものとする。

エ 死体見分(警察官)

(3) 収容処理の方法

ア 市は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

(4) 安置場所の確保

市は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

5 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で、本部長が必要と認めた場合は、次の点に留意して応急的に埋葬をする。

(1) 事故死等による遺体については、警察関係から引き継ぎを受けた後に埋葬をする。

(2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査にあたるものとする。

(3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行路死亡人扱いとする。

6 遺体処理等の記録

(1) 遺体処理台帳

(2) 埋葬台帳

(資料編 5-38 遺体処理台帳)

(資料編 5-39 埋葬台帳)

7 広域火葬の調整等

市は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

8 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町

村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 市

市長は、地域における逸走犬等の管理を行う。

なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

(2) 北海道

ア 知事（空知総合振興局長）は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ、現地指導を行う。

イ 市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。

2 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。

(3) 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災農家が家畜飼料等の確保ができないときは、市長が道に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

2 実施の方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じて、道（農政部長）に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地域のごみ収集、し尿収集、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地におけるごみ収集、し尿収集及び死亡獣畜の処理等は、市長（市民部市民対策班）が実施する。
- (2) 市長は、市のみで実施することが困難な場合は、道又は近隣市町村長に応援を要請して実施するものとする。

廃棄物処理班の編成

被災地域のごみ及びし尿の迅速な処理と地域の清掃活動を実施するため、市民部市民対策班が本部職員の協力を得て廃棄物処理班を編成する。

3 廃棄物等の処理の方法

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所用の措置を講ずるものとする。

なお、市長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、市長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) 収集車の確保

ごみ、し尿の迅速な処理に必要な車両の確保については、委託業者と協議して収集に当たるものとするが、一定の期間等に収集が困難な場合はトラック等の公用車をはじめ、民間車両を借り上げて実施する。

(3) し尿の処理

浸水地区など緊急を要する地域から優先的に収集を実施する。なお、一定の期間等に収集が困難な場合、又は処理場で処理ができなくなった場合は近隣市町村に応援要請をする。

また、災害の状況により野外に仮設便所を設置するものとする。

(4) ごみの処理

ごみは、市の指定している処理場へ投棄し、環境衛生上支障のない処理をする。

(5) ごみ捨て場の指定

臨時にごみ捨て場を指定した場合は、消毒及び適切な衛生処理をする。

(6) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。この場合において、空

知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）の指導の下、移動できるものについては、埋却又は焼却等の方法で処理し、移動できないものについては臨機の措置を講ずるものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための砂川市社会福祉協議会、奉仕団及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、この計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

市は災害時において砂川市社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等があったときは、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。

また、災害対策本部各班の職員の動員状況及び応急対策業務量並びに災害の規模等を、本部会議において協議し、応急対策活動に従事する人員に不足が生じると判断した場合は、総務部政策調整班が各団体の連絡先に対し活動の内容、人数、活動の期間を明らかにして協力を要請するものとする。

(資料編 5-40 砂川市ボランティア団体一覧)

2 ボランティアの受入れ体制

災害時におけるボランティア団体・NPOの受入れは、総務部政策調整班が砂川市ボランティアセンター（社会福祉協議会）の協力を得て、次の方法により受入れるものとする。

(1) ボランティア協力申入れの受付け

災害時におけるボランティア団体・NPOの協力申入れの受付けは、砂川市ボランティアセンターを窓口指定し、次の事項を確認し受付けるものとする。

- ア 住所、氏名、年齢、性別
- イ ボランティア活動に従事することができる期間
- ウ 得意とする技能及び免許の保有状況
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他必要な事項

(2) ボランティアの受入れ

市は、災害ボランティア活動指針に基づいて関係団体と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

(3) ボランティア団体・NPOの活動

ボランティアに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 炊き出し、その他の災害救助活動

- ウ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- エ 清掃及び防疫
- オ 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- カ 被災建築物の応急危険度判定
- キ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ク 災害応急対策事務の補助
- ケ 救急・救助活動
- コ 医療・救護活動
- サ 外国語通訳
- シ 非常通信
- ス 被災者の心のケア活動
- セ 被災母子のケア活動
- ソ 被災動物の保護・救助活動
- タ ボランティア・コーディネーター

3 ボランティア団体・NPOの活動環境の整備

市(保健福祉部救護・保健対策班)及び砂川市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市(保健福祉部救護・保健対策班)及び砂川市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市と砂川市社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇上げについては、市長（総務部総務班）が実施する。

2 動員順序

災害応急対策のため、本部及び防災関係機関の要員で不足する場合は、本章第7節「広域応援・受援計画」、本章第31節「災害ボランティアとの連携計画」により対応するものとするが、応急対策活動のため、特に必要な場合は、労務者を雇上げするものとする。

3 労務者の動員要請方法

各部は、班ごとに必要な労務者について調査し、次の事項を示し、総務部総務班を通じて要請するものとする。

- (1) 労務を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業の場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 必要機材
- (7) 集合場所、時間
- (8) その他参考事項

(資料編 5-41 労務者動員要請調書)

4 労務の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具等の操作のための労務
- (4) 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務
- (5) 救援用物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務
- (7) その他特に必要と認める労務

5 労務者の雇上げ

災害応急対策に必要な労務者の雇上げは、総務部総務班が、次の事項を明らかにして職業安定所長への要請及び建設協会等の団体の協力を得て労務者を確保する。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労務条件
- (4) 宿泊施設の確保

(5) その他必要事項

6 費用の限度及び期間

(1) 費用は、市が負担するものとし、賃金は、当市における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本として市長が定める。

ただし、費用の負担及び賃金は救助法が適用された場合はこれによるものとする。

(2) 期間は、当該救助の実施期間とする。

7 労務者の雇用の記録

労務者を雇用した場合は、労務者雇用台帳に記録しておかなければならない。

(資料編 5-42 労務者雇用台帳)

第33節 職員派遣計画

災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、知事又は市長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

1 要請権者

市長又は市の委員会若しくは委員（以下、本節において「市長等」という。）

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合は、双方協議の上、決定する。
また、受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の規定による。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。

ただし、地方自治法第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入れ側の規定を適用する。

(5) 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法による救助は、知事（空知総合振興局長）が行う。
ただし、救助法第13条に基づき委任された救助は、市長が行う。

2 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類（救助法第4条）

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ その他政令で定めるもの

(2) 救助の程度、方法及び期間は、救助法施行令第3条の規定に基づき応急救助に必要な範囲内において、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け知事が定める。

3 救助法の適用手段及び適用基準

救助法の適用については、災害救助法施行令第1条の定めによるが、砂川市における具体的な基準は次のとおりである。また、発生した災害が救助法の適用に該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

- (1) 砂川市において50世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 全道で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、砂川市で25世帯以上の住家が滅失した場合
- (3) 全道で12,000世帯以上の住家が滅失した場合等で、砂川市において多数の世帯の住家が滅失した場合

4 被災世帯の判定基準

(1) 住家の被害認定

ア 滅失

全壊、全焼、流失の状態をいう。

補修により再使用することが困難で、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 半壊、半焼

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。

具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

なお、半壊、半焼は2世帯で滅失1世帯に換算する。

ウ 床上浸水

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

なお、同状態の世帯は3世帯で滅失1世帯に換算する。

(2) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

世帯とは、生計を一にしている実際の単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であればそれぞれの世帯を1世帯とする。

また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯とする。

イ 住家

住家とは、現実とその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれ等生活に必要な部分の戸数は、合わせて1戸とする。また、社会通念上、住家と称される程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家として取り扱う。

アパート等の場合は、各世帯が居住のため利用している部分が、他と遮断、独立しており、かつ、そこで日常生活に必要な一応の設備が設けられているものに限り、これらの各部分（世帯毎の部屋）をもって1住家として取り扱う。

(3) 救助法適用以外における市が行う救助の種類・方法等

救助法適用以外における市が行う救助の種類・方法等については、本章各節に定めるとおりである。

5 救助法の適用手続き

(1) 市長は、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を空知総合振興局長に報告しなければならない。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 救助法の適用を要請する理由

エ 救助法の適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、市防災計画の別編である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策に必要な事項は、この計画の定めるところによる。

多数の死傷者等を伴う大規模な事故が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために、防災関係機関と連携して応急対策を実施するものとする。

第1節 航空災害対策計画

市内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 災害予防

(1) 情報通信手段の整備

ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

(2) 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

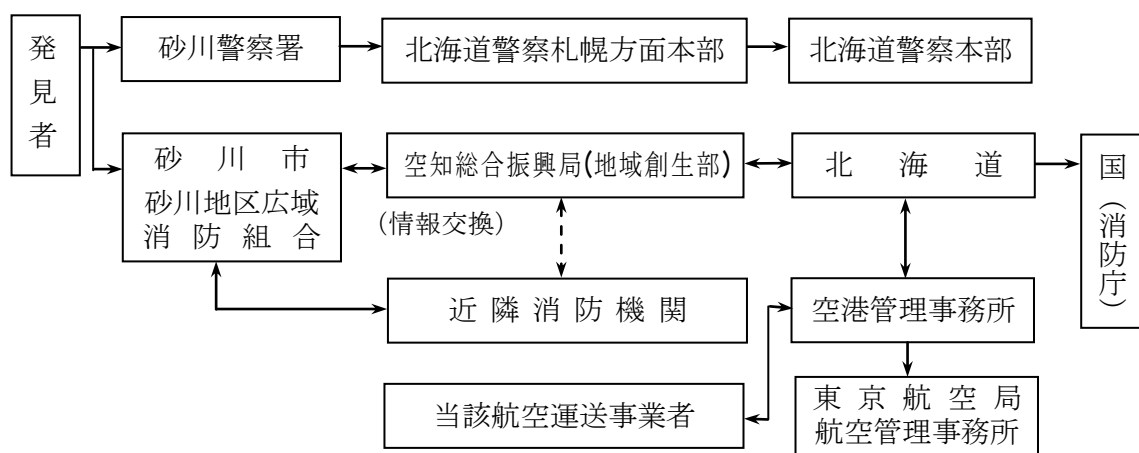
2 災害応急対策

(1) 情報通信の実施

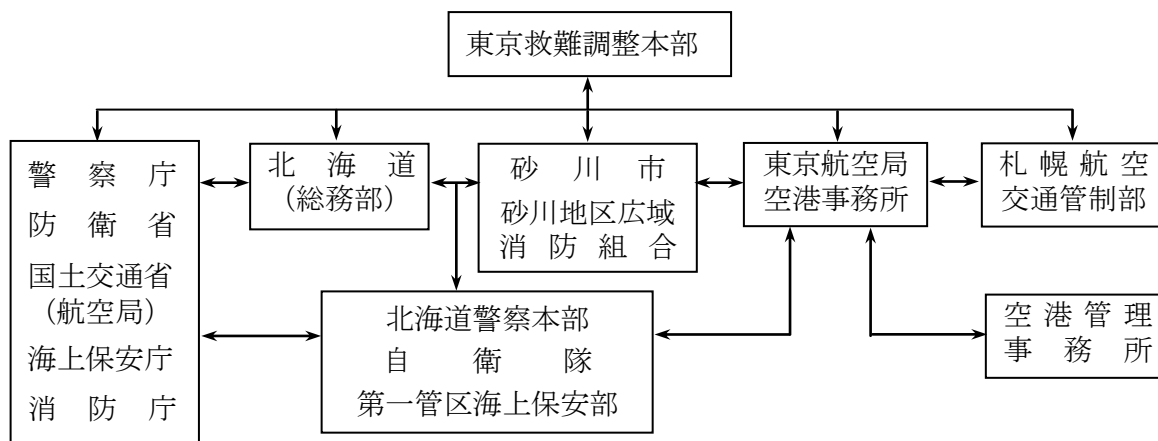
航空災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときの情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に防災関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 家族等、旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 市及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制の確立

航空災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、第3章第4節「動員計画」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」により実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、防災関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」により実施する。

また、死傷者が発生した場合、医療機関、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室

(滝川保健所)で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

第5章第13節「交通応急対策計画」により、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

9 ヘリコプターの要請

航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

10 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

11 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

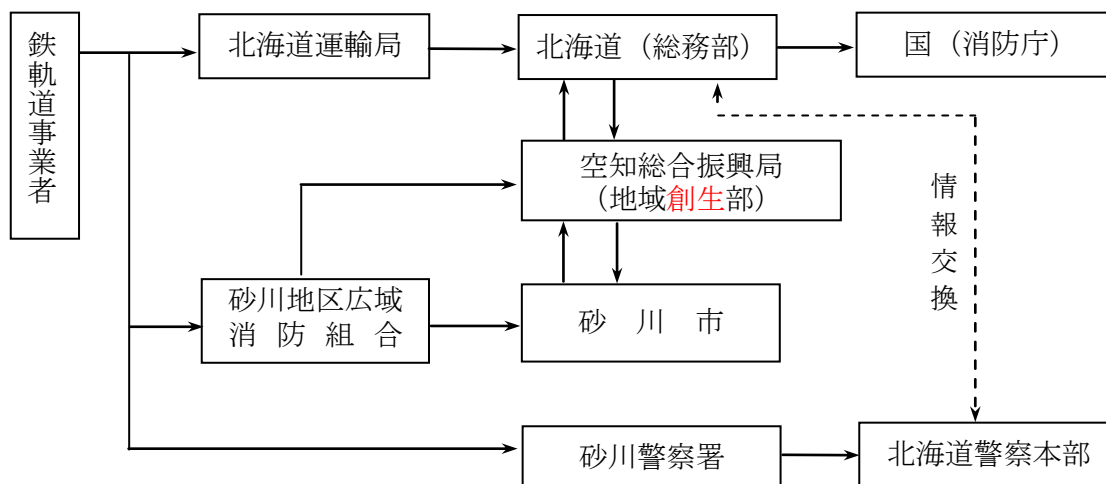
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

鉄道災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときの情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときの連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、鉄道等利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 鉄道等利用者及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板等の設置による掲示等により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市は、鉄道災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、その状況に応じて応急活動体制を整え災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における諸活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第11節「消防計画」に定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬を実施するものとする。

9 交通規制

砂川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、早期に初動活動を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

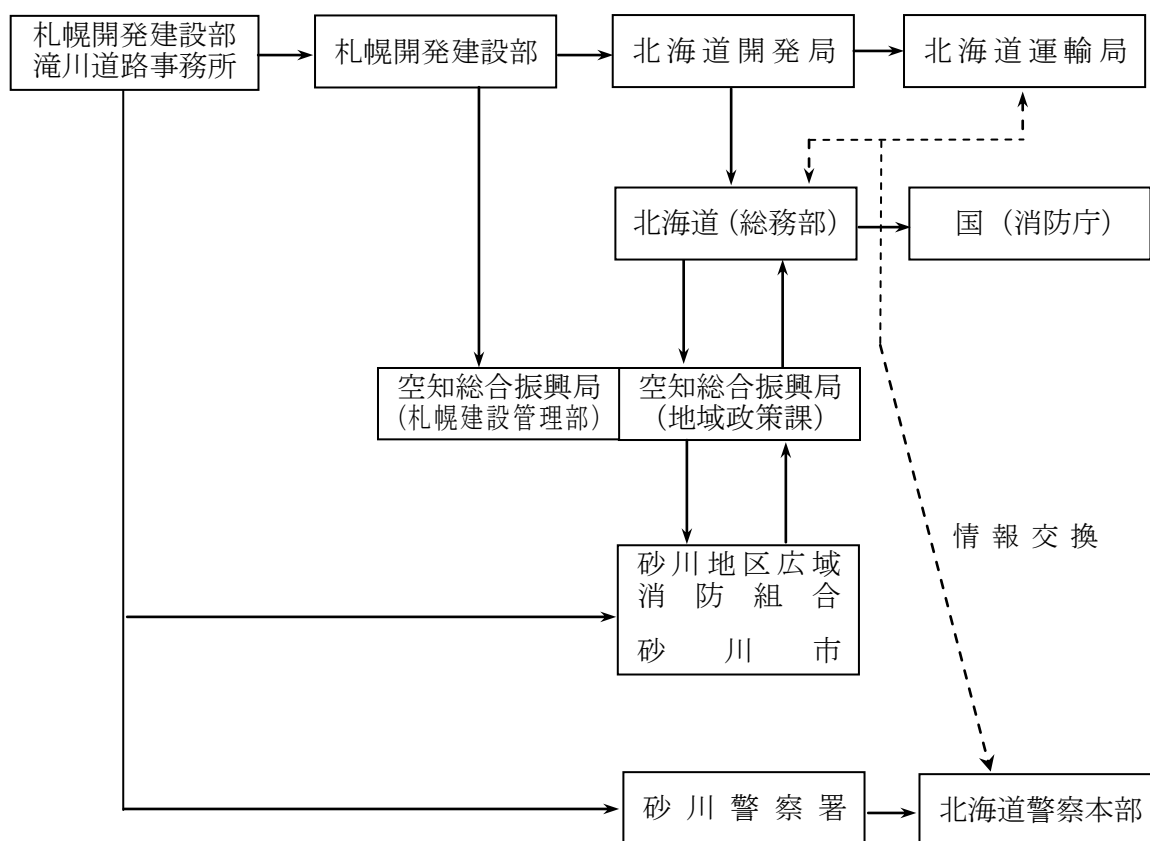
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

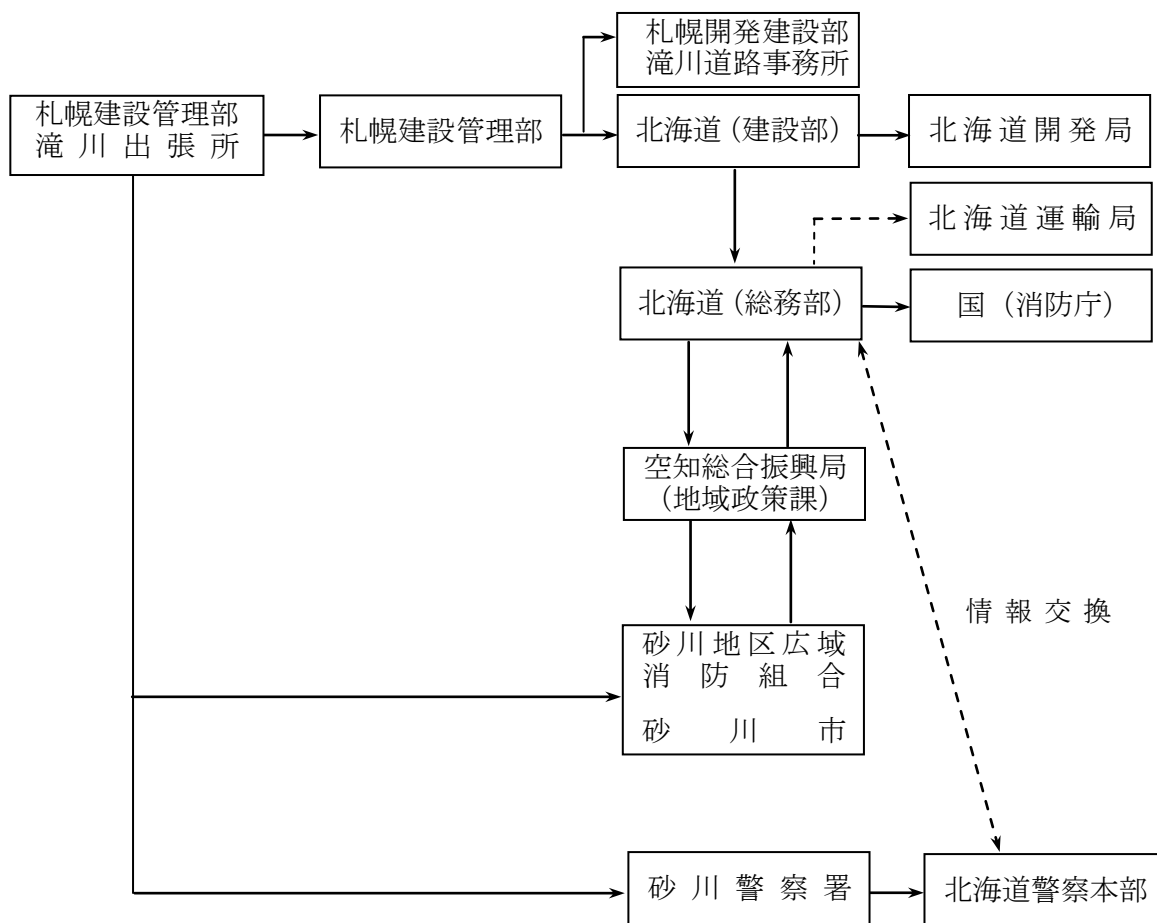
道路災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときの情報の収集及び通信等は、次のとおりとする。

(1) 情報連絡系統

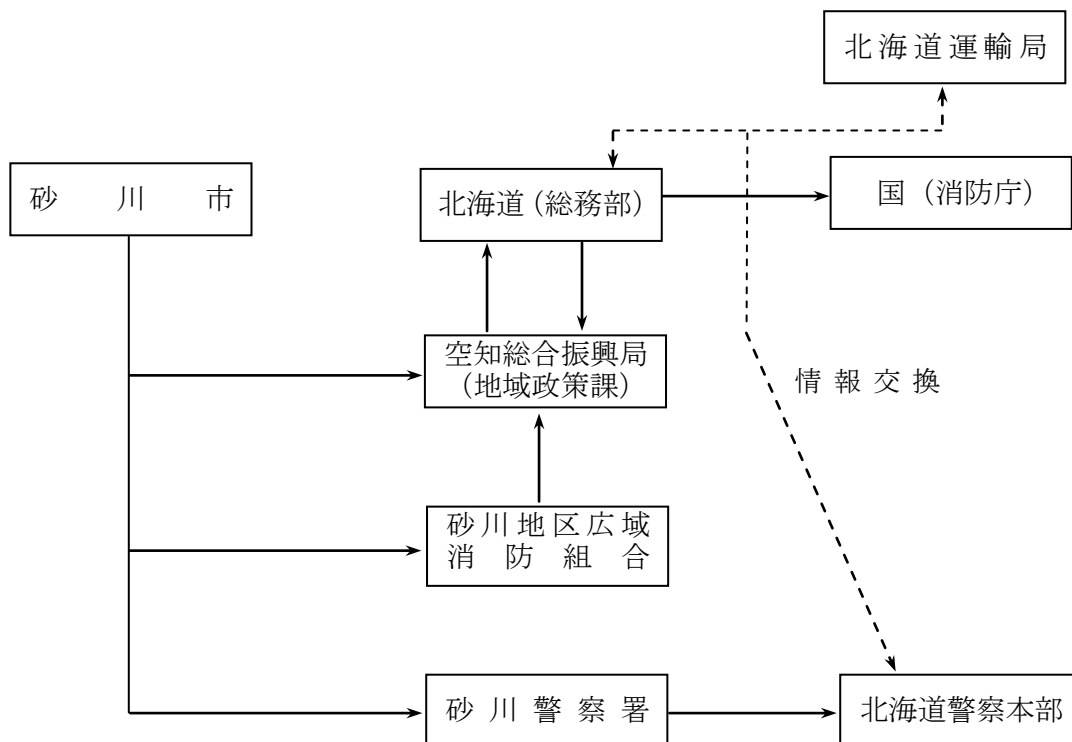
ア 国の管理する道路の場合



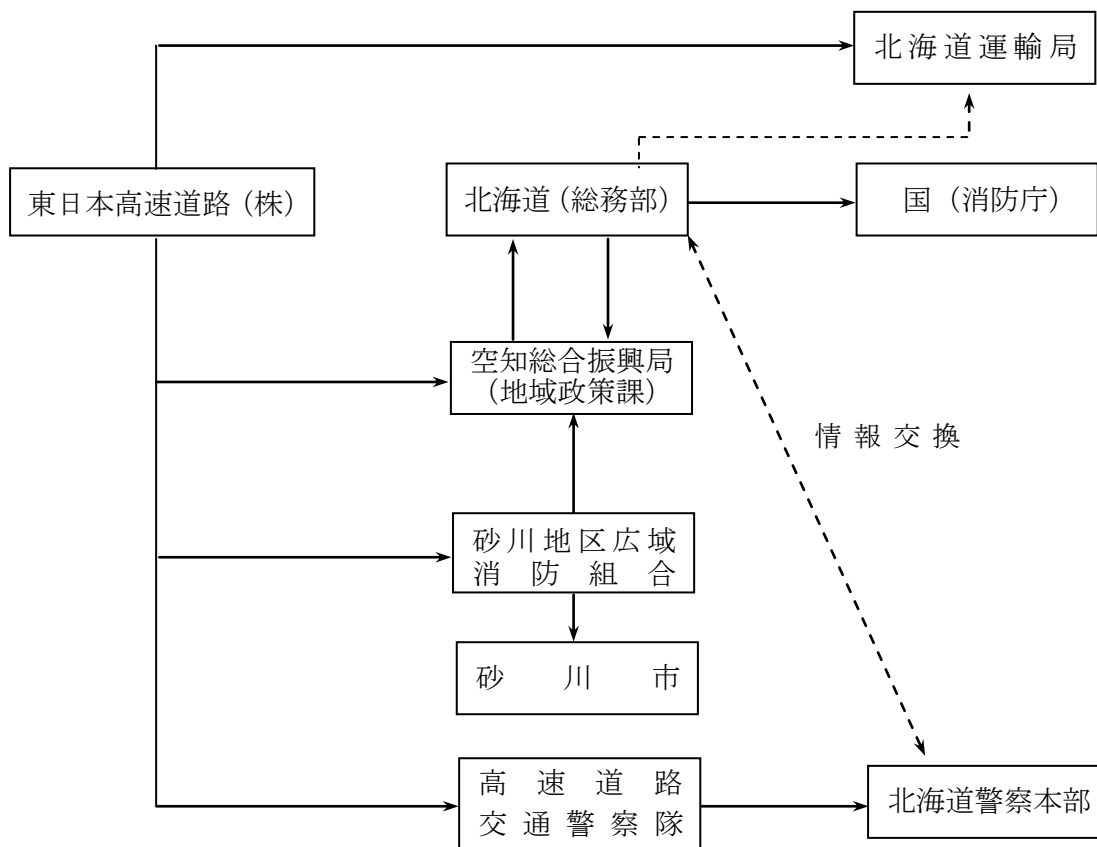
イ 北海道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板等の設置による掲示等により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市は、道路災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における諸活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第11節「消防計画」に定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬を実施するものとする。

9 交通規制

砂川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が発生する等の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、早期に初動体制を確立して被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るための必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 危険物等の定義

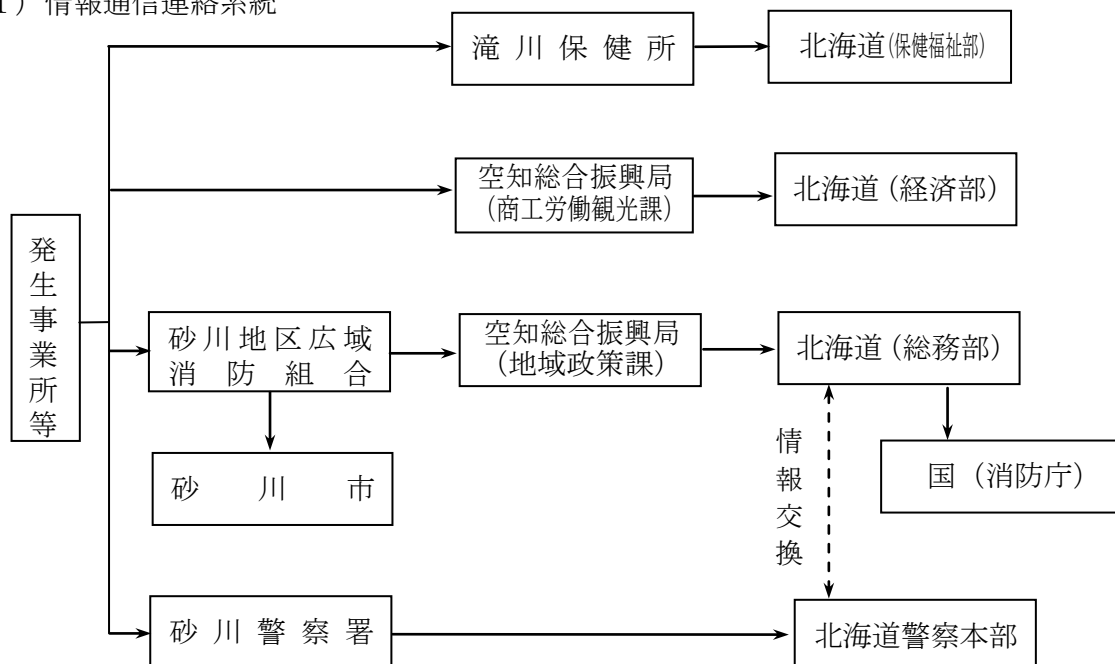
- (1) 危険物 例：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
- (2) 火薬類 例：火薬、爆薬、火工品、（工業雷管、電気雷管等）など
火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの
- (3) 高圧ガス 例：液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの
- (4) 毒物・劇物 毒物 例：シアン化水素、シアン化ナトリウムなど
劇物 例：ホルムアルデヒド、塩素など
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの
- (5) 放射性物質
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等により、それぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を行うものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報伝達計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板等の設置による掲示等により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

5 応急活動体制

- (1) 市は、危険物等災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、その状況に応じて応急活動体制を整え災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第11節「消防計画」に定めるところによるもののほか、事業者との

緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

8 避難措置

市及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより、人命の安全を確保するため、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出及び医療救護活動計画

市及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」に定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬を実施するものとする。

10 交通規制

砂川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

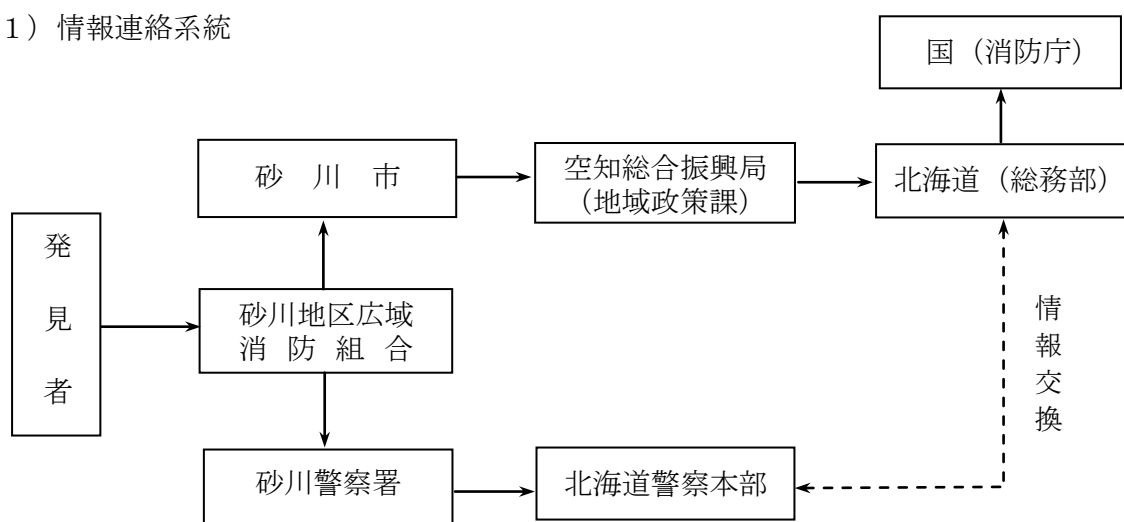
死者が多数発生する等、大規模な火事災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るための各種予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

市及び砂川地区広域消防組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の強化等必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び消防機関は、被災者の家族等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 関係機関等の実施する応急対策の情報
- オ 避難の必要性、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市は、大規模な火事災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、その状況に応じて応急活動体制を整え災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

5 消防活動

消防活動は、第4章第11節「消防計画」に定めるところによるもののほか、人命の安全確保と延焼の防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所及び避難経路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら、地域住民、自主防災組織等の協力を得て効果的な活動を実施するものとする。

6 避難措置

市及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動計画

市及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」に定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬を実施するものとする。

8 交通規制

砂川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣要請を要求するものとする。

10 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第6節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、砂川市林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、構成機関相互の連絡情報交換及び指導等円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

砂川市、空知総合振興局森林室、砂川警察署、砂川地区広域消防組合、陸上自衛隊滝川駐屯地第10普通科連隊、新砂川農業協同組合

(2) 協力機関

協力機関は、次のとおりとし、実施機関に協力して予防に万全を図る。

そらち森林組合、空知総合振興局及び林業指導事務所、各森林愛護組合、各報道機関、市有林監視員、山火事予防巡視員、北海道子どもの国協会

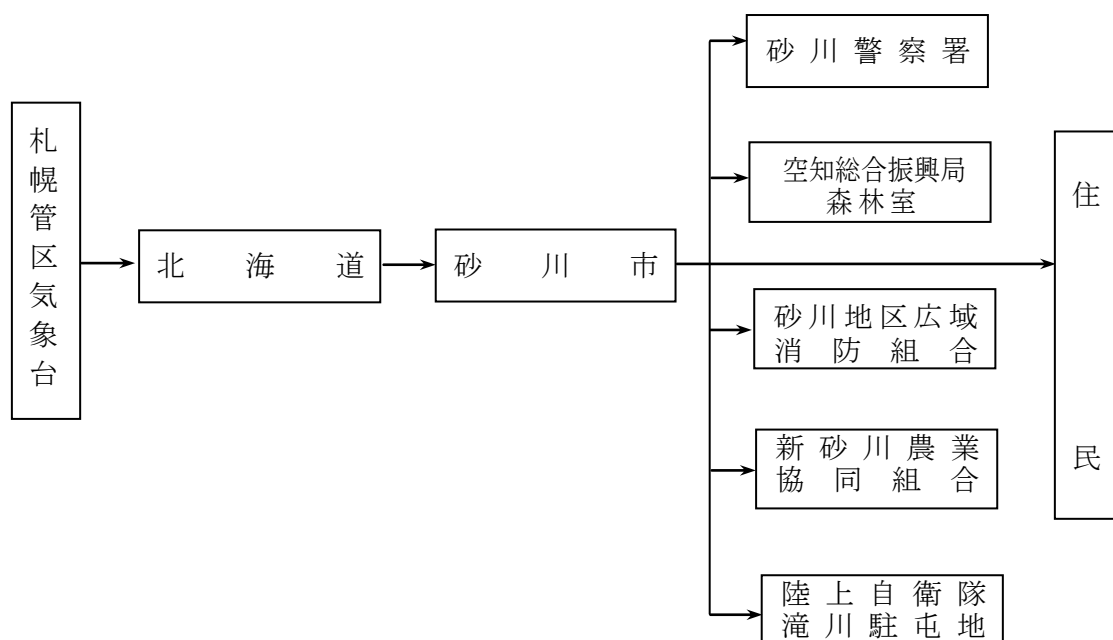
(3) 業務担当者

山火事予消防の円滑な執行と各機関との密接な連絡を図るため業務担当者を次のように定める。

業務担当者 経済部農政課長
業務代理者 農政課農政課長補佐又は農政係長

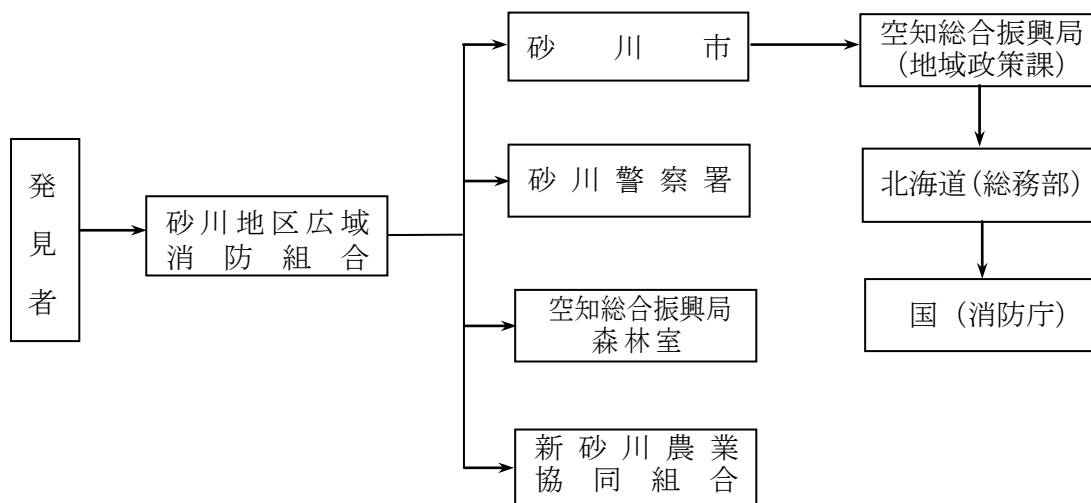
2 気象情報等連絡体制

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため、気象情報等を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。又、火災発生時の通報連絡を徹底する等、次の系統図によるものとする。



3 災害応急対策

(1) 情報連絡系統



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び消防機関は、被災者の家族等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の実施する応急対策の情報
- オ 避難の必要性、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

5 応急活動体制

- (1) 市は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、直ちに知事（空知総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

6 消防活動

林野火災消防については、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるため各関係機関は、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

7 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

8 交通規制

砂川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第12節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣要請を要求するものとする。

10 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - オ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - カ 下水道災害復旧事業計画
 - キ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及び補助率は道地域防災計画の定める基準による。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

(2) 市

ア 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(3) 消防機関

ア 市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

イ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名	(サ) 市長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
(イ) 生年月日	
(ウ) 性別	
(エ) 住所又は居所	(シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
(オ) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	(ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
(カ) 援護の実施の状況	

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
(ク) 電話番号その他の連絡先	
(ケ) 世帯の構成	(セ) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
(コ) 罹災証明書の交付の状況	

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節2の(1)のイの(ス))を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

(1) 応急金融対策

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、道地域防災計画の第10章第2節被災者援護計画に定めるところによるほか、主なものは次のとおりである。

ア 農林業応急融資

市は、農林業経営者の維持安定を図るため、次のとおり融資制度の導入に努め

る。

(ア) 天災融資制度

天災による被害農林業者等に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号)による資金の融資

(イ) 株式会社日本政策金融公庫支援制度

イ 生活確保資金融資

(ア) 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。

a 災害救助法による生業に必要な資金

b 生活福祉資金の災害援護資金

c 母子父子寡婦福祉資金

d 株式会社日本政策金融公庫資金

(イ) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住宅を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

a 生活福祉資金の災害援護資金、又は住宅資金

b 母子寡婦福祉資金の住宅資金

ウ 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた対象世帯に対し、生活必需物資等の購入資金として被災者生活再建支援金の支給に努める。

4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分については、この計画の定めるところによる。

(1) 義援金の受付(配分)

日赤北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び市に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分する。

保健福祉部救護・保健対策班は、各地からの義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

(2) 市の災害義援金品の受付・配分

ア 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

イ 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、砂川市災害義援金配分委員会(以下、本節において「配分委員会」という。)を設置し、庶務は、総務部統括班、保健福祉部救護・保健対策班が行う。

ウ 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (ア) 配分対象
- (イ) 配分基準
- (ウ) 配分方法
- (エ) その他必要な事項について